

平成30年第4回長与町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成30年12月 4日

本日の会議 平成30年12月 5日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員    2番 中村 美穂 議員    3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員    6番 安藤 克彦 議員    7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員    9番 西岡 克之 議員    10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員    12番 山口憲一郎 議員    13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員    15番 吉岡 清彦 議員    16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君    議事課 長 富永 正彦 君  
参 事 森本 陽子 君    主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君    副 町 長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 勝本 真二 君    総 務 部 長 山本 昭彦 君  
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君    建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君  
住 民 福 祉 部 長 松邨 清茂 君    健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君  
水 道 局 長 濱 伸二 君    会 計 管 理 者 山口 利弘 君  
教 育 次 長 森川 寛子 君    総 務 部 理 事 山口 功 君  
建 設 産 業 部 理 事 中嶋 敏純 君    教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君  
総 務 課 長 荒木 秀一 君    情 報 管 理 課 長 堀池 英二 君  
秘 書 広 報 課 長 中村 元則 君    契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君  
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君    財 政 課 長 田中 一之 君  
税 務 課 長 山崎 昇 君    収 納 推 進 課 長 渡部 守史 君  
土 木 管 理 課 長 中尾 盛雄 君    都 市 計 画 課 長 日名子達也 君  
福 祉 課 長 細田 愛二 君    こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君  
住 民 環 境 課 長 宮崎 伸之 君    健 康 保 険 課 長 志田 純子 君  
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君    水 道 課 長 山口 新吾 君  
下 水 道 課 長 山崎 禎三 君    教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君  
生 涯 学 習 課 長 青田 浩二 君    農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君

会議録署名議員

6番 安藤 克彦 議員    7番 金子 恵 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時12分

平成30年第4回長与町議会定例会  
議事日程（第2号）

平成30年12月 5日（水）  
午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

まず日程第1、これから一般質問を行います。通告順に発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明をお願いします。

なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、山口憲一郎議員の①長与町公共施設等総合管理計画についての質問を許可いたします。

12番、山口憲一郎議員。

○12番（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。今日の1番目で緊張しておりますけども、一生懸命頑張りたいと思います。それでは、早速質問に入らせていただきます。今回、私は長与町公共施設等総合管理計画について質問をいたします。高度成長期に設置された公共施設につきましても、その老朽化が心配される場所ですが、さらに老朽化だけでなく、急速に進展する少子高齢化など今後の人口動向により、施設の利用需要が大きく変化していくことが予想されます。したがって、早急に解決すべき課題として公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点により更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うことが必要と思われまます。老朽化などへの対応施策として28年度に策定された長与町公共施設等総合管理計画につきましても、継続的な住民サービスを提供する施策として総合管理計画の具体的な実施が強く望まれる場所です。公共施設の範囲は相当に広く住民生活に直結する非常に重要な問題であり、施設活用にできるだけ支障を来さないように進めていかなければならないと考えておりますが、現状はどのように進展しているのか、以下のとおり質問をいたします。1、町の公共施設やインフラ施設について老朽化はどのような状況か。2、現状の公共施設、インフラ施設は適正に配置されているか。3、総合管理計画において、取組順序はどのように考えているか。4、施設の更新や長寿命化には財源を必要とするが、財政負担の軽減についてはどのように考えているか。5、総合計画の実施に当たって、住民の意見や要望はどのように反映させるのか。

以上よろしく願いをいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは、本定例議会の最初の御質問者であります山口憲一郎議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目、公共施設やインフラ施設の老朽化の状況という御質問でございます。公共施設等総合管理計画につきましても、公共施設などの建設年度や利用状況、修繕履歴などを整理いたしまして、現状と課題を分析すると共に今後の公共施設などの管理に関する基本的な方針を取りまとめたものであるというふうに理解しております。これによ

りますと、公共施設につきましては、人口増加に伴って集中的に整備された施設が一定の年数を経過しておりまして、29年度末時点で見ますと建設後30年以上経過した建物が延床面積にしまして55%程度を占めております。昨年度実施いたしました施設の劣化状況調査をした折には、早急に共用を停止すべきと考えられる施設はございませんでしたが、施設を部位ごとに詳しく見ますと、経年劣化が見受けられるものもあるということから長く利用していくためには、定期的な修繕、改修を行っていく必要があるのではないかとこのように考えております。またインフラ施設につきましても同様でございます。改修等の時期を迎えるものが増えつつある現状でございます。

次に2点目の公共施設やインフラ施設は適正に配置されているのかという御質問でございます。長与町が保有する公共施設の町民1人当たりの延床面積は、全国あるいは県内の自治体における平均値、これを下回っておりまして、同規模自治体との比較におきましても過剰な量を保有している状況ではございません。また、行政区域がコンパクトであるということから各施設とも身近な生活圏に立地をしておりまして、多くの方々に利用をしていただくなど概ね有効に活用されているのではないかとこのように考えております。こうしたことから現状においては適切な配置がなされているのではないかなどいうふうに思っております。

3点目の総合管理計画における取組順序はいかなるものかという御質問でございます。国は経済財政運営と改革の基本方針の中におきまして、施設を新しく造ることから賢く使うことへの転換を打ち出しております。この点を踏まえ、まずは施設をどの程度の期間利用していくのかを見据え、今ある施設を安易に更新するのではなく、長く使い続けるという視点が必要ではないかと考えております。具体的に申し上げますと、施設の点検、診断を的確に行うと。それに基づいた維持管理改修を行うことで更なる長寿命化を図っていくといったことが求めているんじゃないかなということでございます。昨年度の劣化状況調査の結果といたしましては、屋根や外壁など施設の部位ごとの劣化状況、改修の優先度、改修に係る概算経費こういったものをまとめて報告いただいております。これを踏まえまして、各施設の用途や利用状況も勘案しながら今後の改修計画につきましては、庁内横断的な組織体制の中で検討していきたいと考えております。

次に4点目の財政負担の軽減に関する考え方はどうかという御質問でございます。公共施設の管理に当たっては、長期的な視点をもって計画的に更新や維持補修等を行うことで、財政負担の軽減、平準化を図ることが基本となるわけでございます。その1つは、事後保全型管理から予防保全型管理への転換で施設の長寿命化を図る。それと共に必要経費の縮減が見込まれるものと考えております。また、施設の更新を行う際には、集約化、複合化の可否、そしてダウンサイジングなど、必要な機能を維持しつつも経費縮減に繋がる手法を検討してまいりたいと考えております。合わせて施設の改修、更新につきましては多額の費用が生じることから国の補助金、有利な起債、基金の活用とこういったものも同時に調査、研究していく必要があると考えています。

次に5点目の計画実施にあたっての住民の意見や要望の反映はどうなってるのかという御質問でございます。公共施設等の管理に関しましては、限られた財政の中で本町の規模に応じた適正な施設の配置、そして計画的な点検、維持管理などによる適切な品質管理のバランスを見極めながら、整備を進めていく必要があるのではないかと考えております。まずは今ある施設を可能な限り長く使っていくために、計画的に維持管理や改修を行うことを基本といたします。今後、施設の稼働率が著しく低い状態になった場合は、用途の変更も1つの選択肢として検討すべきであると考えております。また、施設の更新を検討する際には、単一機能での建替えを基本とするのではなく、機能の集約化、複合化の可否、いわゆる合築なども含めて検討が必要ではないかと考えております。こうした住民サービスに影響を及ぼすような検討を行う際には、施設を持つ特性や地域性などを踏まえ、関係団体や住民の皆様との議論の場を設ける必要があるとは考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ただいま答弁をいただきましたけども、再度質問をさせていただきたいと思います。まず最初に公共施設やインフラ施設の老朽化についてでございますけども、老朽化について、随時、逐次、検証は先程こう説明の中にもやってるのかなということまで理解をいたしました。公共施設総合計画の期間が10年間とされているわけでございますけども、17年度からスタートをしておりますが、この計画の全体の現在の進捗度はどの程度になってるのか、お伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

公共施設等総合管理計画につきましては、昨年度から取組をスタートしております。昨年度は、主な施設の現況を把握するということで、劣化状況調査を実施いたしました。現在、その結果を基に今後の施設の保全に関する統一的なルールを設定しているところでございます。今後、個別の施設について、それぞれ今後の計画ということで策定に向けて必要な情報の収集ですとか整理を行っていく予定で考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

始めて間もないので主なものからということでございますけども、スタートして2年目でもあります。これから加速されると思うわけでありまして、住民生活に直結する事項や公共サービスの停滞防止の視点から公共施設、インフラ施設については早急な整備が必要になっていくのではないかと考えます。実際に対応をする数はどのくらいな

のか質問いたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

総合管理計画につきましては、町が保有する全ての施設を対象としております。ただ、その中で主な76施設について言及をしているんですけども、全てを一気にということはなかなか難しいと考えておまして、今後、各施設の現状を踏まえて具体的な取組を検討してまいりたいと考えております。昨年度の劣化状況調査の対象施設、これをベースに今考えてますのは、今後10年程度の中期的なビジョンの下に、対応する施設というものを検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

76施設、いろんな資料には書いてありましたけども、それをどのような形、仕分けで行っていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

76施設ですね。計画の中では、その施設の状況ですとか利用状況、こういったものを評価を一定行いまして整理をしております。その結果、基本的には計画的に点検、診断を行っていくということ。それに基づいた維持管理、改修等を行うことで施設の長寿命化を図りたいというふうに考えております。仕分けでございますが、今後、昨年度行いました劣化状況調査、この結果なども加味をしながら、どのような対策を行っていくのかということについて、それぞれ整理してまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

それからさまざまな公共施設があるわけでありますが、見直しに向けての分類は先程も述べられているようでございますけども、例えば、耐震性の必要な学校施設や公営住宅などは少し分けて考えるべきじゃないかと思えますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今後、個別計画というものを策定していく際には、施設の状況ほか、その施設が果たす役割ですとか、機能、利用状況を踏まえて対策の優先順位をつけるということが求められると考えております。御指摘のとおり学校ですとか公営住宅、常時多くの方々が利

用するという施設については、優先度は高くなるものというふうに考えております。その中で、例えば学校については、全ての校舎の耐震化を実施するなど優先的な取組にも努めておりますし、公営住宅につきましては、総合管理計画の策定に先行して長寿命化計画というものを策定しております、国の補助金を活用しながら適切な管理を図るべく事業を実施しているというところでございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

よろしくお願ひしたいと思います。

次に高齢化が進む中で今後の公共施設はバリアフリー化が必要な要件と思うわけでありますけども、どの様にその辺を計画をなされているのか、お聞きをいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御指摘のとおり今後高齢化が進展する中で、公共施設のバリアフリー化は、非常に重要であるというふうに考えております。総合管理計画におきましても、施設の現状分析としてバリアフリー化の整備の状況、こういったものも評価をしておりますので、その情報を基に高齢化の進展ですとか、今後の社会情勢の変化を踏まえて必要な整備を検討していくというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ちょっと今の答弁がひよっとしたらだぶるかも分かりません。ちょっと聞き漏らしたかも知れませんが、高齢化が進展すると全ての施設をバリアフリー化することが私はベストと思うんですけども、その様な検討はなされておられるのかお聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

一般的に施設のマネジメントというのが、財政と施設の品質、それから供給というこの3点から検討を行うべきというふうに言われております。品質というのが、施設の持つべき機能ですとか、その維持管理、供給というのは適正な規模での配置というふうに考えておまして、バリアフリー化は、この3点で言う品質に当たるものだというふうに考えてます。限られた財政の中で地域全体の品質と供給と、こういったもののバランスを見極めながら施設の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

当然、新設の場合は、もう今からはバリアフリー化になるとは思いますけども、リニューアルとか、統合施設などバリアフリー化が必要と考えるわけでありまして、その辺の見解についてもお聞きしたいとします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今後新たに整備するもの、更新ですとか、リニューアルという御指摘もそうですね。そういった場合には、バリアフリーへの対応はやはり不可欠であるというふうに考えております。具体的な整備の計画を行う際には、バリアフリー化ということは念頭に整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

よろしくお願いたします。それからバリアフリーについては、箱物施設だけでなく公園や道路についても実施していく必要があるのではないかとしますけども、この点についてはどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

お答えします。バリアフリーに関しまして、公園、道路、こういったものの管理者として対応していくことは必要と考えております。特に公園で考えますと、俗に言うバリアフリー法ですね、この法施行後に建てられました公園については、基本的に対応は済んでおります。しかしながら、それ以前に建てた公園につきましては、多目的トイレが無いとか、入り口に段差があるとか、こういったところの認識は管理者としてもしております。今現在が個別に対応はしておりますが、どうしても全てに対応できてる状況ではありません。今後も利用者からの要望等を加味しながら整備、改良、修繕等を進めてまいりたいと考えております。道路についても同様に要望を聞きながら話を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

全てに対応はできてないということですが、町の公園やグラウンドなど、建屋施設以外で実際にバリアフリー化が、施設があるのはどのくらいになってるのかお聞きしたいとします。程度、数ですね。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

お答えします。町で管理している92公園のうち出入口については25か所が対応済み、バリアフリー化しております。トイレにつきましては60か所あります。そのうち13か所で多目的トイレの設置がなされております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。公共施設やインフラ施設の老朽化は、本当に現実なものとして受け入れなければならないと思っておりますが、町の特性を勘案して即効性のある見直しを期待をしたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、2番目の公共施設、インフラ施設の適正配置についてお伺いをいたします。公共施設の総合管理計画につきましては、町の将来を見通しての計画が必要と思われましても、どのように捉えておられるかお聞きをいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

国の指針におきましても、この総合管理計画を策定する際には、それぞれの将来を見据えた中で検討していくということが求められております。本町においても総人口ですとか、年代別人口の見通し、それから公共施設の老朽化の状況や利用状況、それと今後その更新等に係る経費といった将来の見込みというものの把握、分析を行っております。

人口につきましては、人口ビジョンを基に推計をしておりますけれども、2060年において約4万人を維持するというふうに推計をしております。ただし、老年人口については、その割合が上昇をするということで、3割程度になるのではないかとというふうに推計をしております。施設につきましては、人口増加に伴い集中的に1970年代後半頃から増えてきたという状況もございまして、これを標準的な耐用年数経過後に建て替えるとした場合には、インフラの施設も合わせて今後40年間で約468億円の経費が掛かるというふうなことも想定をされております。こういった将来の見通しを計画の中で掲載をしているというところでございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。次に持続可能な町民サービスの提供をベースに、先程も人口のが出とりましたけれども、人口減少や少子高齢化などによる利用状況の変化はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程もありましたけども、急激な人口の増減というのは見込んでないという中においても、老年人口の増加の一方で生産年齢人口の減少というふうに、御指摘のとおり公共施設の利用需要というのが変化をしていくということも考えられるところでございますので、住民の皆様のニーズを的確に把握をするということが必要になってこようかというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

現状では学校施設が48.3%最も多く占められておりますけども、少子化が進む中で今回の総合管理計画ではどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員の御質問にお答えいたします。今回の総合管理計画においては、児童生徒数が大幅に減少するということではなく、同水準を維持するということを目標というふうにしております。そういうこともありまして、学校教育施設については削減することは計画しておりません。現在使っております施設を計画的に維持管理を行いまして、長く施設を使えるように機能の維持に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

子どもは特別に減るとは考えていないということでありましたけども、もし減っても教育に関しての施設は、やっぱりちゃんとして、必ず必要な施設でありますので、きちんと整備をしていただきたいと思います。これはもう変わらないということでもありますので、次にまいりたいと思います。

それから次に長与町住民1人当たりの面積から見た公共施設の保有量についてお伺いをいたします。先程も答弁の中に出ていたのかなと思いますけども、もう1回、よく聞き取りができませんでしたので、国とか県からするとどうなのか、またその数値、長与町の1人当たりの面積というか、そういうとが分かればお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町の公共施設につきましては、行政施設であったり、学校教育施設、社会教育施設、いろんな用途といたしますか、そういったものがございます。それらを全て合計した数字

で申し上げますと、延床面積の合計を住民1人あたりに換算して1人あたり2.69平米になります。全国平均というのもございまして、これが3.75平米、それから人口とか面積が類似するような主な団体というものの平均が2.85平米ということであるということですね。いずれよりも低い数値、値であるというふうに認識をしております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

この保有量については今、県、国からすれば低いということもございますけども、単純にこの多ければ高ければ良いというものではないと思っておりますけども、町はこの数値についてどのように評価をしておられるのか、質問いたしたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程申し上げたとおり国、県とか、類似団体に比較しては少ないという状況、それと本町は全国の市町が合併を進めていくという中でも、単独で合併をせずにこれまでまいったということで、人口の増加と共に必要な施設の整備をしてきたという経緯がございます。現時点においては、他と比べても過剰に保有をしている状況にあるというふうには考えておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。公共施設とか、インフラ施設の適正な配置は将来を見据えた施設としてしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。また保有量については、過剰な保有量を期待しているものではありませんけども、高齢化などの需要関係を見定めて長与町として適正量を判断していただくようお願いをいたしまして、次にまいりたいと思えます。

3番目ですけども、総合管理計画の取組順序等に入ります。ここで劣化状況調査を質問する予定やったんですけども、答弁の中に詳しく述べていただきましたので、カットして次に行きたいと思えます。劣化状況は分かりましたけども、次に公共施設の改修、更新に当たっての現有施設の評価をどのように捉えておられるか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

劣化状況調査の結果は先程少し答弁がありましたけども、その結果だけに限らずさまざまな情報を基に整備の優先順位をつけていく必要があるというふうに考えております。優先順位のつけ方としましては、先程の劣化状況調査の結果ですとか、あと施設の用途、

どういった用途に活用しているのか。あとその施設の利用状況といった観点から評価を  
してまいりたいというふうに考えております。劣化状況については、調査の結果、一定  
内容が把握できたということですのでそれをベースに、施設の用途につきましては、先  
程も御質問ありましたが、常時不特定多数の住民の皆様が御利用をされるような施設、  
やはりこれは重要度が高いというふうに考えておりますし、利用状況につきましては、  
近年の推移といったものを見ながら評価をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。それから29年度の広報ながよの中で公共施設等総合管理計画につい  
て説明があり、計画では施設の統合や廃止が記されておりますが、どのような基準や考  
えで統合、廃止を行っていくのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

施設の統合や廃止につきまして明確な基準を現時点で持つてゐるわけではございませ  
ん。施設の持つそれぞれの役割ですとか機能、それが現状に合ってるかどうか、それ  
から住民ニーズの変化、類似施設の活用による代替ができないかと、そういった観  
点からその時々状況に応じて、個別に判断をする必要があるかというふうに考  
えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

いろいろな変化によってやっていくということですが、高齢化の進展の中でニ  
ーズの変化に対応していく施設施策の1つとして、公共施設の機能の集約化、複  
合化が考えられますが、町はどのように捉えておられるのか、具体的な事例もあ  
ればお願いをしたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

高齢化等の進展によって住民の皆様ニーズが変わってくるということで、施設  
の質ですとか、その保有量というものもニーズが変化することが予想されます。  
施設の更新に当たっては、そのニーズに合った機能や規模というものを設定する  
必要があるというふうに考えておりますので、今後は単一機能での更新を基本と  
するのではなく、そういった機能の設定によって集約化、複合化というふうな  
可能性、可否についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

事例はなかったですけども、もう結構でございます。次に施設の長寿命化について伺いをしたいと思います。多くの施設を抱える長与町では、この長寿命化についてはどのような考えを持っておられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

国の基本方針におきましても、賢く使う、長く使っていくということが推奨されておりました。本町においても公共施設の保全に当たっては計画的な点検、診断を行いまして、それに基づく計画的な維持管理、改修、更新も含めて行っていくということで考えております。まずは、やはり現状の施設を安全に長く使うということで、施設の長寿命化を図ることを推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

できるだけ長く利用するということは私も必要と思われまますけども、少子高齢化など利用環境が変化してる中で、今後どのように対応していくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

それぞれの施設において安全に利用できる範囲においては、先程申し上げたような考えに沿って長寿命化を推進していきたいというふうに考えております。ただ、それは施設本体、施設そのものについての考えでございます。例えば、施設の持つ機能、その中身については、御指摘のとおり利用のニーズに合った形で対応をしていくということも検討する必要があると考えておりますので、例えば用途変更とか、そういった検討も含めて進めてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

利用環境というのは、先程教育委員会の方から子どもは特別今のところは減る計算をしておられませんが、やはり子どもたちが減れば、今まで体育館とかは広々としたコート、バレーコートとかバスケットコート、そういった広いスペースを用意したんですけども、だんだん子どもが減っていけば、それも狭めて、逆に今度は高齢化のお年をとられた人の健康器具とか、そういう方向に変わっていくのかな、そういう考え

も持って一応私も質問をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それから30年の施政方針の中でも、今後、老朽化した公共施設など維持管理費の増大が見込まれるとされておりますが、長寿命化、老朽化による維持費の増大は町の将来を考えると、むしろ更新施設に主眼を置いて検討した方が良いと私は思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御指摘のとおり老朽化対策に掛かる維持経費を踏まえますと、更新の方がより安く済むんじゃないかということも当然あるかと思えます。ですので、全ての施設を無条件に長寿命化していくということではなくて、それぞれ個別に費用対効果を検証した上で、長寿命化の是非というものをまずは検証したいと思えます。その上で更新の方がメリットがあるという判断をした場合には、更新の方で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。高度成長期に整備された公共施設やインフラ施設は老朽が本当に進んでおりますけども、当然ながら更新、改修等が必要とされております。計画の推進に当たっては、安全の担保を第一にやっぱり取り組んでいただきたいと思っておりますが、高齢化や住民ニーズの変化にも注目した計画の遂行をお願いしたいと思えます。

それから4番目ですけども、公共施設の更新は継続的に実施しなければならない事業でありますけども、長期的事業として毎年どの程度の費用を必要とするのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

計画の中の試算によりますと、今ある施設を標準的な耐用年数経過後に、同じ規模で更新したという場合には、今後40年間更新費用468億円が必要とされておまして、これを単純に年割りで計算をいたしますと11億7,000万円が必要になるというふうに推計をしております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。広報ながよでは費用試算として年間1.4億円の不足が見込まれているとしておられますけども、これはどのように対応していかれるのかをお聞きをしたい

と思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御指摘のとおり先程私が申し上げた経費をこれまで投じてきた投資的経費と比べますと1.4億円の不足というものが見込まれるところでございます。現状においては施設の維持管理というものは事後保全型管理というもので、いわば場当たりの対応と申しますか、そういった対応でございました。これを可能な限り予防保全型に切り換えていくということで計画的に管理を行うことによって長寿命化を図ってまいりたいと考えておりました、その方法による試算によりますと、先程の年間経費が9億8,000万円となり、一定縮減が見込めるといふふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。年度によりいろいろなばらつきもあると思っておりますけれども、更新費用に、私はできるだけ標準化の方がいいんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

確かに先程私が申し上げたのは平準化した場合のことであって、実際には年度間にばらつきが見られるような状況です。これにつきましては、やはり施設の更新のタイミングというものもございまして、それが重なっているということから起きているものというふうに考えますので、その事業年度の調整と言いますか、なるべく平準化するように計画をしていくということですね。それから例えば複合化ですとか、民間の活用ですとか、コストの縮減にも繋がるような考え、こうしたものを踏まえて年度間の平準化というものに努めてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

よろしくお願ひしたいと思います。それから総合管理計画についての財源適正化は難しい問題と思っておりますけれども、廃止できない施設、先程も答弁の中に出ておりましたけれども、ダウンサイジングについて具体的に、聞き漏らしたのか分かりませんが、具体的にどの施設のどのようなことを指すのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

施設を更新する際には、その施設が持つ機能ですとか、必要性、役割は終えてないかといった観点から検討を行う必要があるというふうに考えております。その上で施設の機能や性質上、廃止ができない、これは必要だというふうにされる施設であっても、単純に今と同じ規模で建て替えるというのではなくて、一定の機能は維持をしつつ、また将来の需要予想ということも踏まえて規模の縮小を検討する必要もあるということで、これがダウンサイジングと捉えております。現状においては具体的な施設というものは、今後のニーズ等の変化も考えられることから想定はございませんで、今後、個別に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

厳しい財政運営の中での公共施設の見直しであります。継続的な住民サービスの観点からしっかりと順位づけを行い、皆様が納得のいく計画の実行を期待したいと思います。

それでは、最後の総合管理計画実施に住民の意見、要望は反映されているかについて再度、質問いたします。先の公共施設値上げの際には、関係先への説明の遅れとか、住民説明の不備などがありました。大変不信を招いたのではないかと感じておりますが、本計画の住民周知や理解促進はどのように行われたのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本計画の策定に当たりましては、検討の段階から議会の方の意見も踏まえながら、本町の考え方を示すとともに住民の皆様の意見を聞く機会として、パブリックコメントを実施してまいったところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

パブリックコメントということが出ましたけども、スタート時点でのパブリックコメントではどのような意見が出された、出たのか。それと公募期間がわずか19日間しかなく、範囲の広い内容に的確なコメントが出せたのかなっていう私は疑問を持っておりますけども、公募期間は適正であったのかと考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

パブリックコメントの意見は2件ございました。内容は施設の簡易的な評価というも

のをこの計画の中で行っておりますけれども、それに関する質問と、それに関連して新図書館の建設について具体的な記載がないというふうな御指摘でございました。この総合管理計画につきましては、施設全般についての更新ですとか、改修、こういったものの基本的な考え方というものを示したもので、今後、その個別については検討を行っていくということで回答を申し上げたところです。それと、実施期間につきましては、御指摘のとおり19日間でした。同じ総合管理計画、それぞれの県や市町も策定しておりますけれども、その状況というものを参考にしておりまして、例えば長崎県も同じく19日であったほか、概ねこの程度ということでございましたので、一般的な期間であったのではないかとこのように捉えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

近隣のやり方を参考にしながらということですが、やはり100ページに近い総合管理計画であって住民の意見も聞くという観点からは、公募期間は1か月は必要ではなかったのかなと私は考えますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

確かにこの計画は100ページほどのすごく内容が多い構成になっておりました。そのほとんどが人口が今後どうなっていくとか、あと施設の現状、地図なんかにも落とし込みながらこういった施設がありますよという御紹介でございました。そういうこともあって町民の皆様にお知らせする際には、広報紙の方で要点を少し分かりやすく整理をして、御理解いただけるように努めたところでもございます。今回の計画がなかなか具体的などころまではまだ入っていないということで、施設全般に関する包括的な考え方ということでございましたので、なかなか意見が出しづらいような内容でもあったのかなというふうにも考えておりますし、先程申し上げたほかの団体の状況を見ましても、期間が長かったからといって必ずしもそれに応じて多くの意見があるということでもございませんでした。ただ、期間については、今後も適切な期間の設定には努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

そうですね、今後は適正な期間をとっていただきますようお願いをしたいと思います。それから、今後は個別施設計画も策定されますが、広く住民の声を聞く意味から懇談会等により具体的な意見を取り入れることは考えられないのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

個別の施設の計画につきましては、今後10年程度の施設の保全等の考え方をお示しするものとして想定をしております。現状の施設を考えますと、ほとんどが必要な部位の改修を行いながら長寿命化を図るものであるというふうに考えております。施設の更新ですとか、用途変更、複合化、こういった住民のサービスに影響を及ぼすような場合は、具体的な検討の際に関係団体ですとか、住民の皆様の御意見を聞く場を設ける必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

以上質問は終わりましたが、時間が余りましたので、もう1つ聞きたいと思えます。いろんな住民からの意見等を聞く意味で、今、上長与のお風呂がいろいろな問題、問題というよりも継続するかどうかという事で、いろいろ住民の皆さんの声を聞いておられると思えますけども、私は個人的には昔から伝統がありますので継続していただきたいんですけども、やはりその辺はいろいろな意見を踏まえながらやっていきたいと思えますけども、いろいろなそういったところのどのような、考えておられるのか、意見をお聞きできればと思っております。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

上長与地区公民館の浴場につきましては、5月ゴールデンウィーク明けに故障して休止をしております。そうした中で町としても検討をしまして、9月に1回地元説明会を開かせていただきました。その中でいただいた御意見を町の方に持ち帰りまして協議をし、11月の末に報告会をさせていただきました。その中で今、議員からの御質問でありますように、教育委員会としても公共施設等への改修等で多額の経費が掛かることとか、学校の方でもエアコンの導入がある。それと町営のお風呂としては丸田荘があります。民間の施設としても3か所入浴施設等もあります。そういったことも勘案しまして、11月に行われた報告会の方ではお風呂の方は廃止するという事で報告をさせていただきました。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。最後に、まさに住民の直結する計画でありますから公平公正に実施し、皆さんに支障のないような見直しをお願いをしたいと思えます。また、計画、立案、推進の中にしっかりと先程も述べましたように住民の意見が反映されるように、常に住民

と行政の情報のやりとりを大切にいただきまして、お願いをいたしまして、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時27分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、吉岡清彦議員の①建設産業部について、②防災対策について、③教育行政についての質問を同時に許可いたします。

15番吉岡清彦議員。

○15番（吉岡清彦議員）

皆さんこんにちは。質問に入ります前に1か所だけ訂正方をお願いしたいと思います。1番下の教育行政の（3）の1番最後の方に「またその場所は校舎と同じ場所に一本化するのか」と、これは関係ありませんので、私のミスで消していただきたいと思います。では質問に入ります。まず1点が建設産業です。（1）で建設産業部の誇れる政策、事業等は何かです。（2）人生100年時代に入り、地域の公園整備はますます大事となってきました。幸福度日本一を目指した政策の中で健幸。健康で幸せな健幸という字を使っておりますけど、長寿宣言も取り組んでいる町でございます。健康は「きょういく」と言ってる人もおられます。1つ目はごく一般の「教育」ですね。2つ目が「今日行く」ですね。今行く、これから行く、「今日行く」です、2番目がですね。地域の人達が今日行って集い憩う場所は身近な公園じゃないかと思っております。団地も高齢化が進んで、孤立化、孤独化が目立ってきております。東屋を設置して、公園にですね、健康政策を実現すべきと思うかどうかという質問です。（3）これも高齢化が進めば、見直しが必要となってくるんじゃないかと思っております。特に体の不自由な方、あるいは高齢者用の電動車が通行できない、そういう状態の所もあります。どういう対策を進めていくのか、お願いしたいと思います。（4）自然災害が今年多数発生いたしました。町内の法面对策は万全なのか、結構あるように思います。特に長与ニュータウンの山側の崖ですね。法面のひどくきつい所があるわけですが、ああいうものはどうなのか。また同じニュータウンですが、55番地114から115にかけての左斜面の法面の安全対策はどうかという質問でございます。よろしく願いいたします。

大きな2番で防災対策ですね。今年は稀に見る大自然災害が全国各地で発生しております。尊い命が多数奪われました。と共に甚大な損害を受けたところでございます。早い立ち直りを期待しております。そこで本町ですけれども、（1）本町における防災対策で良かった点は何なのか。（2）これを契機にあるいは何かこう見直す、検討すべき点があるのかをお尋ねいたします。（3）避難場所の件で、私は諫早大水害を経験した関係で危惧してる点があるわけですが、それは長与川の左岸です、海に向かって左

側の方ですね。左岸には大規模な避難場所が無いように思われます。川が氾濫したとき、対岸のその人達が避難場所へは行けない状況になるんじゃないかと思っております。そこでこの一帯の住民を守る意味からして、大規模な避難場所が必要と思うがどう対策をとっていくのかをお尋ねいたします。（４）民有地同士の災害が発生した時の対応はどうなるのか。特にいろんな面で新聞にも出ておりますけども、行政としてどういう対応をしていくのか、あるいは援助策があるのか、それについてお尋ねしたいと思います。

大きな３番で教育行政です。（１）エアコンが全国的な問題となって、話題となって、本町も設置となりましたが、エアコンと言うことは何か冷暖房兼用の気がいたします。だから冷暖房兼用の機具を設置するのか、そういう点をお尋ねします。あるいは校舎の建て替えが必要とされる校舎がひょっとしたらあるのじゃないかと思っておりますけども、そうしたときに校舎も一緒に設置をするのか、その点をお尋ねいたしたいと思います。

（２）２０１７年度の学校のいじめ問題が話題となっております。新聞ではいじめ４１万件、過去最多ですね。小学５年生の増加が顕著だった。県内２１９件の増、小学校で急増と１０月２６日の朝刊で発表されておりました。過去も心配しつつこういう問題についてはお尋ねしてきたわけですけども、本町の状況はどうなのか、増えているのか、その対策をどうなのか、お尋ねいたしたいと思います。（３）学校運営については、学校当局と地域の皆様が協力の間で成り立っていると思っておりますけども、最近、コミュニティ・スクール制度が話題となっております。今日も新聞に出ておりました。どのような利点があり、欠点があるのか。本町の取り組み方はどうなのか。その点をお尋ねいたします。（４）生涯学習の一環として上長与地区の風呂場、いろんな検討があったと思っております。今日、同僚議員の質問で廃止と表明をされ、初めて私も聞きましたけども、跡をどうするのか、児童、生徒達のための勉強の場として開放してもいいんじゃないかと思っております。そういう対策をできればと思っておりますけど、どう思うかですね。また畳の間はそのまま地域の人達の憩いの場として開放していただきたいと思っております。どう思うかですね。（５）長与町総合教育会議を傍聴させていただきました。いろんな意見が出ておりましたけども、そういう人達の意見をどのように取り入れて教育行政に生かしているのかをお尋ねしたいと思います。以上、大きな項目で３点、よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお３番目の御質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは１番目と２番目の御質問についてお答えをさせていただきます。まず１番目１点目の建設産業部の誇れる政策についてということでございます。政策についてはいろいろ観点がございます。まずもって誇りを持って仕事をさせていただいているということを御理解いただきたいと思っております。安全安心の観点からですけれども、本町へも大雨による特別

警報が発令された平成30年7月豪雨、それと今年も多く上陸し猛威を振るいました台風、平成30年度の北海道胆振東部地震等々、自然災害が数多く発生しておりまして、近年は毎年日本のどこかで必ず大きな災害が起こってるという実情でございます。また高度成長期に整備されました公共施設に関しましても、その老朽化が徐々に進行している状況でございます。このような中、各種警報が発令時には職員が職場で待機し災害警戒にあたるほか、災害発生時には現場での応急措置や復旧対応などを実施しております。また、全長およそ200キロメートルにわたる町道をはじめといたしまして、農道、橋りょう、トンネル、公園、溜め池、町営住宅など多岐にわたる施設を直接管理しているわけでございます。これら社会を下から支える基礎建造物、いわゆるインフラストラクチャーがしっかりと構築され、良好に維持管理されてなければ、住民の皆さん方の安全安心には繋がっていかないわけでございます。耐震化や長寿命化など、これらインフラの抱える問題にしっかり対応していくことが課された使命だと思っております。次にまちづくりの観点でございます。町施行の土地区画整理事業をはじめといたしまして、住宅団地造成が昭和40年代から行われ、現在の市街化区域のおおよそ60%を超える区域が、秩序ある良好な市街地として整備をされてまいりました。これによりまして、人口の面から見ますと、昭和45年と比べて3倍ほど増加をしており、住みよいまちとして、町の発展に大きく寄与してきたものではないかと考えています。また、高田南土地区画整理事業及び都市計画道路西高田線を始めとした秩序あるコンパクトな住宅環境の整備を推し進め、住みたい、住み続けたい、住んで良かったと思っただけ、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいります。それから産業振興の観点からでございます。本町の特産品であります柑橘の生産性とブランド化を促進するための品質向上対策、それから優良苗木への更新事業、選果場への経費節減に対する支援、こういったものを支援いたしまして、地域間競争に打ち勝つために産地の継承を図るそういう取組を行っておるところであります。他にも新たな特産品を目指し県内でもいち早く取組を進めておりますオリーブの6次産業化の推進、また農業支援センターを平成26年度に開設いたしまして、経営改善に向け取組を支援するなど、農家と寄り添った活動を行っておるところであります。それから商工関係の観点からでございます。小規模事業者の経営を支援する小規模企業振興資金や創業支援資金の融資事業、あるいは店舗リフォームに関する助成など、ソフト面、ハード面におきまして町内企業者の育成に力を入れておりますと共に、本町のまちづくりを担ってきました土地区画整理事業に併せまして、昨年度開業いたしました大型商業施設の立地誘導など、町民の生活利便性向上と町内購買力の流失防止に繋がる商業地の拡大と雇用の拡大が図られているところでございます。今後も長与町第9次総合計画に掲げました創造と活力あふれる産業を創り、安全、快適、便利に暮らせるまちづくりにさらに誇りをもって進めてまいりたいと考えております。

次に2点目の公園等へ東屋を設置したらいかがだろうかという御質問でございます。この公園施設の最優先の課題というのは、現在のところ、公園遊具の改善改修というこ

とだと理解をしております。またその他の公園施設におきましても老朽化が著しいことでもありますので、今年度長与町公園施設長寿命化計画を策定いたしまして次年度からの改良工事を計画しているところでございます。健康づくりの施設につきましては、今後の改良工事の中で自治会、コミュニティ、各種団体などの意見、要望を参考にいたしまして、既存施設の利用状況を加味しながら、東屋のみならず健康遊具やベンチ等々検討していきたいと、このように考えております。

3点目の歩道対策の御質問でございます。先程申しましたけども、歩道につきましては町道では全延長が200キロメートル、そのうち25キロの区間でしか整備をされていないというのが実情でございます。それ以外の歩道と車道の区別が無い道路が数多く存在しているというのが現在の実情でございます。歩道を含めた既存道路の拡幅につきましては、建物移転や工事に多額の費用が掛かるということもありますから、自治会、コミュニティ、各種団体等の要望を参考にいたしまして、その必要性に応じながら検討していきたいと、そういうふう考えております。

4点目の町内の法面对策といたしましては、平成25年度から岡郷浜崎地区で施工しております町道北部1号線法面補修工事が今年度で完成をする予定でございます。次年度からは、三彩地区の法面工事に着手できるよう補助事業の要望を行っておるところでございます。ニュータウン山側につきましては、毎年現地調査を行い、その結果、特に異常は認められていないところでございますけれども、予防保全のために法面工事を行っておりまして、今後も引き続き点検等を実施していきたいと考えております。またニュータウン東公園付近の下斜面につきましては、町へ移管される際に安全対策工事を行いまして、その後の調査におきましても変化が無く安定をしているといった結果が出ておるところでございます。しかしながら今後も引き続き観察を続けていきたいというふうに考えております。

次に2番目1点目の本町における防災対策で良かった点はどういうものがあるかという御質問でございます。最初に平成30年7月豪雨など、豪雨や台風による被害を受けた方々、また現在も避難生活を余儀なくされている多くの方々に対して、本当に早期の復興を願ってやまないわけでございます。防災対策につきましては、これまで各種対策を講じてまいりました。本年度につきましては土砂災害ハザードマップを改正いたしました。4月に全戸配布を行いまして、また6月には公民館や防災センターなどにハザードマップの拡大版を配布して危険箇所あるいは制度を周知することで、土砂災害に対する理解及び防災意識の高揚を図っているところでございます。また気象等の特別警報等に係る伝達情報の充実を図るために、Jアラートの新型受信器導入により大地震発生時など処理すべきデータ量が膨大な場合にも、受信から自動起動までの処理時間の短縮が可能となっております。今後も防災対策に向けた対応の推進を図ってまいります。

次に2点目のこれを契機に検討すべき点は何があるのかという御質問でございます。本年4月6日の時点で災害警戒本部は設置されておりましたので、危機管理体制を確保

しながら避難所を5か所開設いたしまして、消防団による町内の巡回と格納庫待機による即応体制をとっておりました。なお当日の21時34分に大雨特別警報が発表され、本町では21時35分に避難勧告を発令したところでございます。ここで検討すべき点としましては、避難勧告が夜半であったために避難所を新たに11か所開設する場合には、職員及び消防団の配置に少し時間を要したと、こういったものが検討すべき課題じゃないかなということでございます。このことを踏まえまして、この度各消防団へIP無線機を導入いたしまして連絡体制のさらなる迅速化を図ったほか、災害対策本部組織図及び事務分掌、職員配置数につきましても詳細な区分による対応を明確化するなどの見直しも行いまして、さらなる初動対応の迅速化、効率化に努めておるところでございます。

次に3点目の長与川の左岸における大規模な避難場所が必要と思うが対策はどうなってるのかという御質問でございます。避難生活を送るために町が指定しました指定避難所は27か所あります。なお、長与川を下流側に見まして右岸に10か所ありまして、収容人数は6,890名、左岸には17か所ございまして収容人数は6,439名となっております。また災害の恐れがある場合に、避難情報の種類により開設される避難所が異なっており、避難のための準備や自主避難を検討する段階では、避難準備・高齢者等避難開始で5か所の開設となります。次に、災害が発生する危険が高くなり速やかな避難の段階では避難勧告で新たに7か所の開設となります。さらに極めて危険な状態で直ちに避難する段階では、避難指示で新たに15か所を増やしまして、全ての避難所27か所を開設しまして、災害の状況に応じた防災情報等により、迅速な避難をお願いしておるところでございます。

次に4点目の私有地同士の災害が発生したときの対応はどうなるのかということでございます。私有地同士の災害の場合につきましては、被害拡大や二次災害の発生の恐れがある場合につきましては、応急的な対応といたしまして、行政や消防団などによる土のう積み工法やブルーシート等による対応が考えられますが、復旧工事などは原則所有者対応と考えております。なお個人所有地でありまして、災害発生時の緊急的な対応といたしまして、民地、公有地を問わず対応する場合もあろうかと考えています。また、事後対応といたしましては災害の規模、種類等で厳しい条件がありますが、当町におきましても今年の7月豪雨にて対象となりましたように、民地において行政等による施行が可能となる場合もございます。今後も行政として対応できる援助策等を調査、研究をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

こんにちは。吉岡議員の御質問にお答えいたします。3番目1点目のエアコンは冷暖兼用を設置するのか、校舎の建替えが必要とされる校舎があるのか、ある場合そこにも空調を設置するのかの御質問にお答えいたします。長与町では9月議会において小中学

校への空調設備の設置の方針が示されました。現在、実施計画を行っているところでございます。設置する空調設備につきましては冷暖房の機能がある機器を取り付ける計画をしております。また、校舎の建替えが必要とされる校舎があるのかという御質問ですが、町内の小中学校施設構造体の耐震化は完了しております。今後も老朽化対策を計画的に行いながら、維持管理をして使用していく予定でございます。今回の空調設備につきましても8校全ての普通教室に設置する予定です。

3番目2点目のいじめ問題についての御質問にお答えいたします。現状からお答えいたしますと、平成28年度は小学校17件、中学校4件、平成29年度は小学校20件、中学校13件でした。本年度は10月時点で小学校が15件、中学校が19件でございます。長与町教育委員会及び全ての学校でいじめ対策基本方針を策定し、長与町及び各学校のホームページに掲載しております。また、全ての学校でいじめ発見のために生活アンケートを1か月に1回実施し、回答状況により早期発見、解消に向けた取組を行っております。

3番目3点目のコミュニティ・スクールの御質問にお答えいたします。コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置している学校を指します。その協議会は校長による学校経営案を承認するなどの機能があります。導入の利点は保護者や地域住民が学校に意向を伝える仕組みができることであります。設置によって学校が地域に情報提供をより積極的に行うようになったこと。特色ある学校づくりが進んだこと。地域が学校に、より協力的になったことなどが成果として挙げられています。欠点につきましては、国や県から提供されている情報がございません。したがって、課題として以下の3点を御紹介いたします。1つ目は活動費や委員謝金等の財源負担、2つ目は管理職や教職員の勤務負担、3つ目は学校運営協議会の委員等の人材の育成や確保であります。本町では平成32年4月より、全ての小学校に学校運営協議会を設置しコミュニティ・スクールとする予定であります。11月に開催いたしました定例教育委員会におきまして、学校運営協議会に係る規則を制定いたしました。現在各学校にある学校支援会議を移行する形を基本としながら、今後、学校やPTA、地域と丁寧に関係を重ね、設立から運営に繋げていきたいと考えております。

3番目4点目の生涯学習の一環として上長与地区公民館の風呂場はどのように検討されたかについての御質問にお答えいたします。上長与地区公民館の特別施設憩いの場につきましては、5月にボイラーが故障し、9月27日に地元説明会を行いました。そのときにいただいた御意見を部長会で報告し検討を重ねてまいりました。その結果を11月21日に報告会を開催し、毎年多額の経費が掛かること、社会教育施設、学校教育施設におきましては、今後老朽化による改修等で多額の経費が必要になること、また、町内小中学校へ空調設備の設置を決定し、導入に多額の経費が掛かること、町営の入浴施設がもう1か所丸田荘にもあることなどの理由により、町民の皆様には廃止することをお伝えしたところでございます。その後の活用につきましては、浴場は児童生徒に限ら

ず生涯学習の場として多くの方に利用していただくための施設として、活用方法を検討してまいりたいと考えております。昼の間につきましては災害時の避難所として指定されていることもありますので、そのまま住民の皆様の憩いの場としての活用を図りたいと考えております。

3番目5点目の総合教育会議の意見をどのように教育行政に生かしているのかの御質問にお答えいたします。総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について協議、調整を行う場であり、両者が教育行政の方向性を共有し、一致してその執行に当たるために設置されたものであります。教育総合会議における議論は住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則公開としております。また、会議を公開するだけでなく協議の内容を事後的にも確認できるようにするため、会議の議事録を作成しホームページ等を活用して公表をしております。長与町においても、町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育も含めた町を取り巻く様々な課題や、町としてあるべき姿を共有して、教育行政の推進を図っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

様々な観点から答弁いただいておりますので、あんまり必要じゃないかと思っておりますけど、何点かお聞きをしながら再質問したいと思っております。建設産業の誇れる政策事業、分かっております、いろんな対策を真剣に取り組んでおるということは。安全安心、住環境の整備、農業、産業振興、商工観光の振興ですね。そういうのを分かった中での、より中身を知りたいと思っております。ある程度のことは分かっておりますので、これはこれで一生懸命またやっていただきたいと思っております。あと2番目の公園も遊具が大変ということで改修等に時間掛かってるみたいですけど、先程何点か数字を言われましたけども、再度、何かまだ残ってる箇所数が、遊具が分かるとればちょっと再度お願いいたします。どういう形で進行していくのかお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員の御質問にお答えします。10月末現在の数字として平成29年度にバリケードを設置した分につきましては全て完了しております。ただし、複合遊具、大型遊具が3件まだ残っておりますので次年度以降の計画の方でやっていきたいと考えております。それと今年度に設置したバリケードが40遊具ありまして、そのうち12遊具が完了しております。残りの28の遊具につきましては今年度中に完了する予定でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

大変な数でございますので、大変と思いますけどよろしく改修をお願いしたいと思っております。そこで公園について私も、特に団地になってくると、ここにも書いてますように、どうしても当初、出来始めた頃はそういう活性化があって活気があった所です。はっきり言ってニュータウンはですね。あるいは百合野団地もそうだと思います。今、活気があるのが緑が丘ですかね。なんか体育祭も何連勝とか町民ソフトも何連勝とか、ものすごい活気があって賑やかでいいなと思ってるわけですけども、ニュータウンもそういう場所でありました。しかし今はもう1番の町内でも孤立化が進んで、高齢化が進んで、ちょっと何かこう暗くなってくるような、ちょっと寂しい地域になりつつあるわけです。だから何回かに分けてずっとこういう公園の整備をしながら、地域の人達の明るさを取り戻せばなと思いつつ来てるわけですけども、ちょっとここにも書いてますように健康が「きょういく」、2つ書いてますけど、教える教育と今日どこかに行こうかというその場所ですね。それが健康の言葉を言ってるわけですけども、地域の人達が、高齢の人達がどこ行くかという、町の近辺の人達は図書館とか買い物とかあちこち行けるわけです。どこでもですね。しかし、こういうちょっと隔離された団地、高台にある所なんか、なかなかそれがもう難しくなってる。はっきり言わせて。だから寄って気持ち良い公園を作っていただければ、何回か言ってきてますけども、そういうのが必要になってくるんじゃないかということで質問してるわけですけども。確かに予算も掛かってはくる。しかし絶対しなきゃならない、これから高齢化社会に向かったの長寿社会、健康に向かったのその場所が公園じゃないかというのが、私のずっと言ってる言葉なんですよね。昨日たまたま、まち・ひと・しごと総合戦略会議でも、8ページになかなか町民が歩かない傾向にあると出ておりましたね。だから歩けるまちづくりが重要な健康の課題とか。この前NHKでも見ておりましたけども、この健康というものが福祉なら福祉課とか、健康課なら健康課だけじゃなくして一堂にいるんな部門が会した対策会議をやっておったのがNHKテレビ出とったわけで、それこそ建設課の公園課とか、教育関係の子ども達に関する事とか。だから福祉部門だけでなくして、それこそいろんな建設を含めた公園担当も含めた会議を開いて、ああそうかという話題をNHKが放映しておりましたけども。だからそれに向かってどうやっていくべきかというのが、これから長与町が健康寿命を伸ばす宣言をする中での一環として、この公園が重要でないかというのが私なりの理論であり、またテレビなんかでもそういうのが出ておったわけですね。だから、そういうことを含めて再度の答弁では、今後ということですけども、再度、何か見通しがあれば、担当の方でこういうものに向かって、ただ単に作るだけでなくして、どういう形で取り組むかという何か指針を持っておれば、担当の方でやっぱり発表してもらえばいいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員の御提案ありがとうございます。担当として考えてますが、答弁でも申したとおり、まずやはり遊具の方が優先という考えでおります。公園長寿命化の基本計画を今年度作りまして、次年度以降に施設を含めた部分でお話することが可能になってきます。その中で既存遊具を、例えば健康遊具に替えたりするというのが、どこまでまだ認められるか分かりませんが、そういった形で話は進めていくことは可能だと思います。ただし新設のものにつきましては、今のところ計画上入ってないという部分があります。それについては今後、地元とずっとお話をしていって、必要なものについては随時、努力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

先程から御質問の中に健康という言葉がありました。町といたしましては、まず特に高齢者の方について外出をする機会を設けるということが1つの、先程からありましたように歩くという機会を作るということに当てはまって、そのアイテムの1つとして東屋というのが出てきたらと思います。しかしながら施設がなければ健康にならないという観点ではございませんで、町といたしましては総合的にお出かける機会を作るということを考えております。その中で、今ある健康遊具やベンチ等を利用して健康な体操をしたり会話をしたり、そういうことをしていただければ健康に繋がっていくのかと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

いろんな形の対策を取り組んで考えてみたいですので。特に私が住んでるニュータウンが1番そういうのが顕著に出てるもんだからそういうの言ってる。だから今後、新しい団地として、まなび野とかサニータウンはやっぱりあの地域が明るいんですよ、はっきり言ってね。いろんな店舗もあったりして交流も行き来ができますからね。ニュータウン、奥の方ですね。それとやっぱり心配するのが緑ヶ丘です。やっぱりあそこなんか、これからそういう対策がそういうのを見据えて私が言ってるわけですけども、特にあそこなんかひょっとしたらそういう可能性が出てくる。だからそういう対策を考えていく必要があるんじゃないかというのがあるわけです。それで次はいいです。今度は3番の歩道です。これもやっぱり大変な時代になりつつあります。なぜこれを、特に私もこれは現実、電動車と言うんですか、高齢者が乗ってます電動車です。あれをある所で、なんか倒れてるんです。人がですね。やっぱりその電動車が歩道をはじめ行きよって、ちょっと運転を誤ったんでしょね。ひっくり返るとるわけです。たまたま車道からバス停と大きな車道からちょっと引っこんだから良かったけども、それが本当

の車道に出とったら、やっぱり轢かれるとか、車道に倒れるわけですから、もうそういう状況があった。私も見て、手助けして起こして、そういう経験があるわけです。だから、これからやっぱそういう時代が出てくるわけ、はっきり言って。人生100年を言われてるわけですから。おまけに長寿命化をしようとしてる。そのためにそういう対策もしていかなといかんと。再度そういう取組について何か、たくさんキロ数あるから大変だということ、分かっておりますけども、やっぱりこれからどういう基本的な考えで、計画でやっていくのかを再度お尋ねします。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

歩道の対策でございますが、先程答弁で町長が述べたとおり、歩道の整備というのが車道を含めまして、結構な規模の費用が掛かる部分になってきます。それについては、今後の舗装計画とかそういったものを含めて全体的な考えとしてやっていこうと考えますが、新たな歩道については、広い場所ではちょっと難しいのかなとは今のところは考えております。ただし今後の世の中とか進み方によっては、歩道を優先してやっていくことも可能かと思えます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

法面対策ですけど、いろんな形で今取り組んできてるということで安心はしております。特に私もニュータウンにおける関係でよくニュータウンの話をするわけですけど、やっぱり1番あれがまたこの大きな法面だから、いつがさっと落ちてくるのが、やっぱりこの大自然の強さというのが分かりませんので、対策をしているということで安心しております。これからもよろしく願いいたします。2点目の防災ですけども、一生懸命取り組んでるのは分かっております。そこで（3）の避難場所、私がなぜこの諫早大水害を経験したかと言うと高校1年生の時に島原に学校に夏休みに行って朝方に小雨が降って、帰るとき4時頃になったらもう島原の駅がもう不通で歩いて帰らなければならない。そういう経験をして、ずっと線路を歩いて帰ってきたわけですけども、途中まではいろんな人達もやっぱり歩いて帰ってきたから寂しくなかったんですけども、最後付近になってくると1人になって雷が鳴るわけで、もうそれこそ寂しい気持ちで帰ってきて、橋を渡ろうとしたら、大きな土黒川という橋があるわけですけども、欄干上まで水が来て渡れない。何歩か進んだんですけども怖くて渡れずに帰ってきたと、そういう経験があるわけですね。今度、手前の町のところで止まったら、また裏山が崩れたとか、家のね。そういう長崎大水害も大きいですけど、私からすると諫早の方が経験してる関係で、ものすごいやっぱり怖さをしてきてるわけです。だからこの長与川も結構大きいです。氾濫しますね。前に整備しておりますけれども、左側の左岸の方の人達の対策として、確

かに何か所か10何か所こちらの方が多様な数を言われたですけども、大きな場所が無いような気がするわけです。長与川が氾濫した時を渡って行けというのはちょっと私は無理じゃないかと思っておるわけです。これは私の経験からですね。だから、北陽台団地の公共施設ですか、公有施設というか、ああいう所に大きな防災拠点なんかを作って、安心して行けるようなそういう場所がこれから長与にも必要ではないかというのが、これの大きな趣旨になるわけですね。そういう点でどういう、担当とか町長という考えでおられるか、これからの対策をあそこの防災拠点なんかにして取り組んでいく必要があるんじゃないかというのが私の趣旨になるわけです。よろしくお願いします。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。まず先程、御質問の中に河川の大規模な災害ということで、もちろんこれに対応するためには、事前の防災気象等におきまして、先程の町長の答弁にもございましたように、段階を踏みながら避難所の開設を順次させていただこうというふうに考えております。また先程のお話の中でいきますと左岸側ということでございますけども、大きな施設としましてはこの27か所の指定避難所の中に、例えば北陽台高校の体育館であったりとか、またシーボルト大学の体育館アリーナ、それから本町で言えばクリーンパーク長与という所も避難所として指定をさせていただいております。もちろんそういう大規模災害の場合には、事前にそういうふうな周知を行いながら、早目の避難ということを進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

総合的な長与の防災のことを考えていけば、もう少しまた大きな町独自の、先程言う施設の土地ですね。あれなんかに総合防災センターみたいなね、あってもいいんじゃないかと気がするわけですけど、町長はどういう構想を持っておられますか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

御心配は私も全く同じで、そういった場合にはどう対応するかということで、北陽台辺りはイオンタウンとも話をしております、非常時の場合は対応していただくということも考えて、場所とかあるいはトイレとか水とか、そういったものも必要かと思しますので、そういったものも考えております。そしてまた今後、そういった形で何か建物を建てるときに、その中で防災対応ができないかというようなことも今後検討課題の1つになってくるだろうと思っております。ただまだ具体的には決まっておりませんけれ

ども、そういった中に入れながら考えていくのも必要じゃないかと思っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

これから長与の防災総合対策として、そういうのはこれから必要ではないかと思っておりますので、おいおい検討をされていければいいんじゃないかと思っております。あと民有地、なかなかこれは大変だと思います。特に今回ひょっとしたら、町の方にもいろんな方向から、民家の屋根に樹木が掛かってきたから、ただ単な空き地同士だったらひょっとして何も無いか分からんけども、やっぱり人が住んでると、そういう時にはものすごい住民の人もどこに相談していいか分からん、やっぱり役場じゃないかと思っております。そういう対策がひょっとしたらいろんな形でお願い事で、要望で来たんじゃないかと思っておりますけども。私としても、そういう形のどういう対策をやってきて、またこれからもやっていこうとしてるのか再度その点をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

議員御質問の民有地同士での災害といいますか、被害が起きた場合の町の援助策の1つとしまして、福祉の方としましては小見舞金という制度がございます。それで、それにつきましては建物の損壊につきましては見舞金を支給させていただくというものになります。それが1つということになります。ただ土地が、例えば山が崩れたとか、そういったものについてはちょっとこれでは対応できないんですけれども、建物と負傷者に関するものについては見舞金で対応させていただきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今回の現実にあった問題として、どういう対応を、担当が防災担当なのか、どこになるのかちょっと私のはっきり分からないから、防災の方でしたけども、現実、今回あったはずですね、これがね。それをどういう具合に対応してどういう解決していったのかちょっとそこのところをお願いします。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今回の平成30年の7月豪雨でありました崖崩れの件で土木管理課の方からお答えさせていただきたいと思っております。民有地についての工事については、大前提としてまず激甚災害でないとはできなかったということがあります。それに加えて市町村の防災計画に記載されていることであつたりとか、崖の高さが5メートル以上、人家2戸以上、1か

所の事業費は600万以上とか、いろんな条件があります。こういった条件がそろったときに初めて民有地同士の崖崩れについての対応ができるという形ではあります。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

再度、質問しますけれども、丸田郷で民家の屋根に樹木が掛かってきたという、ちょっと私も情報をみて、役場に相談した人たちもおると思います。いろんな形でね。それを全然行政側がタッチしなかったのか、それは民間だから我々関係ないよとタッチしなかったのか。住民はやっぱり役場に相談すると思いますので、だからその経過を聞いたのか、聞いてないのか、どういう対策をやったのか。ちょっとそこんところ、再度誰かがおるはずと私は思います、はっきり言うてですね。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

その丸田郷とあと1か所ニュータウンになるんですけども、これにつきましては災害対策本部等にまずは通報がきまして、我々も現地の方に行っております。それからその状況等を把握するということと、それから先程ちょっと町長答弁もありましたように二次災害の発生とか、二次被害等が起きないようにということで、その方々には一応避難のお話をして、避難される場所等についての協議をしてから避難をしていただいたという経過もございます。その後の対策につきましては、一応地域安全課としましてはそういう二次災害の被害の恐れをなくすという意味での対応ということを取ってきたところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

調べに行って、そこまで避難をさせた。あとはだから民間同士であとは全然知らないということでもいいわけですかね。そこで終わってる、見に行って調査して、避難しなさいとか、それだけで終わったということですかね。私が心配するのはどういう対策をして、住民が安心をしたのかというのがちょっと心配だったもんだから、聞いとるわけですけども、それで終わってるわけですね。それで終わってればそれでいいですよ。いいです。何回か同じことを聞いているのでね。なかなか答えが出てきておりませんが。

○議長（内村博法議員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

丸田郷の件につきましてはですけども、木の伐採につきましては地元の方で切っただいております。そのあと、先程土木管理課長が説明しましたとおり、激甚災害等に

当たりまして国庫補助等の補助事業を受けられた対象事業となりましたので、その後は町の方で今後、対策工事を実施するように予定しております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

3番目の教育ですね。エアコンは冷暖房兼用ということで、じゃあ冬も使うということになるわけですか。やっぱり冬も設置したから使うという、そういうことで冷暖房ということですか。よろしくお願いします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。冬につきましても極めて寒いような状況の場合は、それを利用するというところを目指して検討に入っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

そしたらそれで分かりました。いじめ問題が結構、長与の方も17件か20件、小学校がですね。今現在でも15件あると聞いてます。ひょっとしたらまだ増えるんじゃないかという気がしますね。中学校の4件から13件か何かと、今でも19件か結構、今までもそういう対策をとってきておるみたいですけども、やっぱりその原因として分かった、あるんですかね。ちょっとそういうところをお願いします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。これにつきましては、一昨年度までありましたいじめ防止基本方針といいますか、これを防止するための方針と、昨年度新たにいじめ防止基本方針を町で策定し、そして学校でも策定をするようにしました。その際、いじめを発見する網目をもっと細かくするようという指示を出しまして、相談あるいはその発見が多くなったというふうなことが要因だというふうと考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

分かりました。コミュニティ運営、導入していくということで住民と共にやっていくということ、課題として3点ありましたけども、予算の面とか人材とか、これから解決をしていくんじゃないかと思えますけど、良い方向になるように願っております。それと4番目の上長与の風呂、廃止するというものではっきり出ましたので、あとはどうい

う形で利用するかということで、住民の人達が利用できるような状況でやっていくということでもありますので、また、そういう環境整備をして生涯学習の住民のためにしてもらえればと思っております。あとは、4番目の教育委員の人達の努力によっていろんな形の教育行政の改善とか取組へ行ってることで安心はしておりますので、これからもよろしく、またそれに向かってお願いできればと思っております。以上、私の質問は終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で1時まで休憩いたします。

（休憩 11時43分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、饗庭敦子議員の①女性活躍社会の実現に向けてについて。②本人通知制度についての質問を同時に許可いたします。

5番、饗庭敦子議員。

○5番（饗庭敦子議員）

皆さんこんにちは。今年も残すところあと1か月を切りました。健やかな未来をはぐくむ長与町、町制施行50周年まであと27日となりました。議会におきましても9月の議会で特別委員会を作りまして、議会としてもこの50周年記念行事を進めているところでございます。この議会の50年を振り返りまして、歴代議員の活躍されたこと、いろんなことを引き継ぎながらこれから私たちも議会改革を進めながら50周年のお祝いをしたいと思っております。それでは、質問に入ります。①女性活躍社会の実現に向けて。厚生労働省は10月30日に女性活躍を進めるため登用目標などを掲げる行動計画の策定を、新たに中小企業にも義務づける検討に入り、現在、従業員301人以上の大企業に限っておりますが、101人以上を対象を拡大し、来年の通常国会で女性活躍推進法の改正を目指すとされています。政府は指導的立場にある女性の割合を2020年までに30%とする目標を掲げ、中小企業でも一定規模であれば計画策定による積極的な取組を促し、女性が働きやすい環境整備を図りますと言われております。中小企業の状況をどう把握していくか、中小企業としては、育休対応など実際に難しいということがある中で、どう取り組んでいくのかが課題となっております。町として環境整備、希望の保育所に入れない現状、放課後児童クラブ、保育所の利用時間と勤務時間のギャップをどう埋めていくかなど課題は山積しております。長与町でも積極的に推進していくべきと考えます。そこで以下の質問をいたします。1、女性活躍による地域社会の活性化について行政としてどのような支援を行っているか伺います。2、女性の権利尊重についてどのように取り組んでいるか伺います。3、放課後児童クラブ、保育所の現状と課題をワークライフバランスの視点からどう捉えているか伺います。4、子育て支援の強化について、町はどのような施策を行っているか伺います。5、女性活躍推進法に

よる長与町職員の女性活躍施策を伺います。6、女性活躍社会の実現に向けて、どのようにメンタルヘルス対策に取り組んでいるか伺います。

②本人通知制度について。全国的に就職や結婚などに際して身元調査のため、興信所、探偵社と結託して、行政書士や司法書士などが職務上の権限を悪用して不正に戸籍謄本や住民票を取得する事件が発生しております。不正な方法で戸籍や住民票を取り、振り込み詐欺やストーカー犯罪等に使われています。このような犯罪から町民を守ることが重要と考えます。次に、同和問題や人権問題の啓発です。制度を採用してる市町村では、ポスターやチラシ、広報などで登録を呼びかけていますが、登録の呼びかけ自体が身元調査やストーカー行為、振り込み詐欺等の被害をなくそうという啓発活動になります。そこで長与町の取組について質問いたします。1、本人通知制度についての本町の考え方を伺います。2、長与町における不正取得は把握できているのか伺います。3、ストーカー行為、振り込み詐欺、身元調査の被害等は把握できているか伺います。4、長崎市では、平成28年10月から五島市では平成29年10月から開始されておりますが、長与町でも導入する考えがあるか伺います。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、饗庭議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず1番目1点目の女性活躍による地域社会の活性化への支援はどうなっているのかという御質問でございます。御案内のとおり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法と言われるものでございますけども、この法律の施行によりまして、地域経済や地域社会の活性化に向けてあらゆる分野における女性の活躍を進めようという機運が高まっておるところでございます。こうした中、本町におきましても第3次男女共同参画計画を策定いたしまして、男女の働き方に対する意識改革を図りながら、仕事と家庭の両立支援やあらゆる分野における女性の活躍の推進に向けまして、関係機関等と連携した取組を進めておるところでございます。将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を構築するためには、行政だけではなく住民一人ひとりが地域社会の一員として、地域活動に積極的に参画し、暮らしに密着した課題や地域の活性化に取り組んでいく必要があろうかと思っております。このため長与町では、自治会やコミュニティなど地域活動への男女の参画を促進するための広報、啓発を始めといたしまして、地域防犯活動や環境保全活動に対する支援、また地域の活動グループによる地域おこし、子育て、生涯学習など様々な場面において支援を行っておるところであります。災害時におきましても女性の視点を取り入れた防災体制の確立や女性の進出が求められていることから、今年度は長崎市、西海市、時津町と連携を図りまして、男女共同参画の視点を踏まえた防災対応をテーマとした男女共同参画リーダー育成研修を計画しているところでございます。また、女性が活躍の場を広げるためには、女性自身が自立した個人としての意識

を持つことが重要であることから、地域社会参画に向け意欲を高めていけるよう就職やスキルアップに繋がる講座などの開催、あるいは県などが主催するセミナー等の周知など学習機会や情報の提供にも努めてまいりたいと考えております。

次に2点目の女性への権利尊重についての取組はどうなっているのかということでございます。男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野に男女がともに参画し、自らの意思でその個性と能力を發揮することが肝要かと思っております。しかしながら我が国の現状を見ても、就業を希望しながら働いていない女性、あるいは出産、育児を理由に離職する女性が依然として多いなど、働く場面において女性の力が十分に發揮できているとは言えない状況ではないかと思っております。国や県では、企業における仕事と子育ての両立支援や女性の登用、能力開発などの積極的な取組を推進する制度を創設しております。本町におきましても、こうした制度の周知を行うとともに、町内の優良企業を紹介することで、女性の登用や参画が促進されるよう努めているところでございます。また、全ての人々の人権が尊重され、相互が共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、あらゆる暴力の予防、根絶に向けた対策も必要であると考えております。特に女性に対する暴力は経済力の格差や上下関係など、男女が置かれている立場に起因するそういった実態もあり、重要な課題であると認識をしております。本町では毎年、DV予防教育など教育活動を通じた暴力を未然に防ぐ取組を実施しているほか、11月にはパールリボン活動やパネル展を行うなど、女性に対する暴力をなくす運動を展開しております。このほか、女性は妊娠、出産や特有の疾病の可能性があるなど男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があると考えております。これにつきましても、妊婦の健康診査や健康相談、保健指導、出産後の育児相談のほか、各種がん検診の充実など女性の生涯を通じた健康を支援するためのきめ細かな取組を推進しているところでございます。

次に3点目の放課後児童クラブ、保育所の現状と課題をワークライフバランスの視点からどう捉えているのかということでございます。ワークライフバランスを実現するためには、まず、初めに働きやすい職場環境、そして次に家事育児の役割分担を見直す家庭生活環境、そして3番目に安心して働くことのできる子育て支援環境のそれぞれの整備が必要不可欠であると捉えております。そこで本町におきましては、子育て支援のための環境整備といたしまして、第1期子ども子育て支援事業計画に基づき、保育所や放課後児童クラブの受け皿確保を最優先課題として取り組んでまいりました。第1期計画がスタートいたしました平成27年度と比較して、保育定数は224人増の1,044人へ、放課後児童クラブにつきましては、7クラブから11クラブ12支援と225人分の受け皿を確保し、いずれも国の目標を上回る状況で推移をしているところでございます。しかしながら保育所につきましては、整備以上に入所申し込みが増えたことから今年度からは国の子育て安心プランの採択を受け、さらなる保育所整備に取り組むよう関係機関と協議を進めているところでございます。

次に4点目の子育て支援の強化の取組という御質問でございます。女性活躍社会の実現に向けた子育て支援といたしまして、本町では、1点目としては保育サービスや放課後児童クラブの充実、2点目としまして子育て支援センターやファミリーサポートセンターの利用促進、そして3点目としまして母子の健康づくりと相談体制の充実など各種施策の強化に努めているところでございます。とりわけ3点目の母子の健康づくりと相談体制の充実を図り、育児負担の軽減を図るために子育て期の中でも、手が掛かるゼロ歳児を対象とした支援事業の強化に取り組んでいるところでございます。出生後の全戸訪問並びに保健師による全件電話フォロー、1、2か月児相談、3、4か月児健診、5、6か月児を対象とした離乳食教室、7、8か月児を対象としたモグモグ教室、9、10か月児を対象にしました健診、そしてお誕生相談とお子さんの成長の確認と合わせて、同じ月齢を持つ保護者同士のお友達づくりの場として、また子育てに関する相談を受ける場として2か月に1度のペースで母子保健事業を実施しておるところでございます。子育てに不安や悩みはつきものでございます。特に産後の育児ストレスの最も高い時期であります産後の4か月間はさらに手厚い対応に努めております。1、2か月時相談や3、4か月児健診に不参加の方全員に電話による確認を行い、必要に応じまして家庭訪問を実施するなど、窓口へ相談に来ることのできない方のためにも手を差し伸べることができるよう個別訪問を強化いたしました。さらに生後4か月までの第1子のお子さんを対象に育児不安の軽減や外出への動機づけ、生活リズムの獲得、お友達づくりの場の提供、親子や保護者同士のコミュニケーションの促進などを目的に4回シリーズの講座を開催しております。成果としましては、親子の愛着形成や子育てスキルの向上、心身のリフレッシュなど、参加者からも非常に高い評価を得ていまして、講座終了時には子育てに対する意識が数段向上しているように見受けられます。子育てが楽しいと思える土台作りとなるよう今年度も開催回数を増やしまして、子育て支援の強化に努めているところでございます。

次に5番目の女性活躍推進法による長与町職員の女性活躍施策を伺っておられます。女性活躍推進法を踏まえたさらなる本町女性職員の活躍促進に向けた取組につきましては、長与町特定事業主行動計画の中で、事業主としての行動規範を定めております。女性管理職登用率につきましては目標値の20%を見据えつつ、リーダーの育成、さらにはその基盤となる意識の醸成を目的とした研修会への参加を女性職員に呼びかけ、管理職登用が促され得る人材育成に取り組んでおります。男女を通じた働き方改革への取組といたしましては、メンタル不調の引き金ともなりうる長時間労働を排除するため、業務改善を前提としながら所属長を中心に意識改革へ取り組んでいるところでございます。女性活躍社会の実現につきましては、職員の意識改革と円滑な人間関係の構築が不可欠であると認識をしておりますので、職場内でのコミュニケーションの活性化を促しながらその実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして6点目の女性活躍社会の実現に向けてどのようにメンタルヘルス対策に取

り組んでいるかという質問でございます。このメンタルヘルス対策につきましては、心身の不調に繋がる要因を排除することが必要であるということから、職員のセルフケアを目的とした健康支援策や健全な職場環境の維持を目的としたハラスメント防止対策などに取り組んでおります。ハラスメント防止対策といたしましては、ハラスメントの防止等に関する指針を策定いたしまして、あわせて懲戒処分の指針にハラスメントにまつわる処分例を盛り込むなど実効性のある制度構築を目指しております。その中で、苦情相談体制の構築、管理職員の責務、職員が留意すべき事項を定めるとともに、ハラスメントの具体的な言動と処分例を明らかにすることで職員への注意を促し、もって職員の能力が十分に発揮できる良好な職場環境の確立に繋げていきたいと考えております。また、健康支援策といたしましては、各種健診の実施やストレスチェックの結果を踏まえた産業医による面談、長時間労働者や希望する職員への産業医による個別相談の確保、安心して育児に専念するための育児関連休暇の取得促進など疾病の予防をはじめ、早期発見に繋がる安全衛生対策を講じております。

続きまして本人通知制度の御質問でございます。1点目の本町の考え方ということでございます。本人通知制度とは、住民票や戸籍などの証明書を公用以外の代理人や第三者に交付した場合、そのことを事前に登録した本人へお知らせする制度でありまして、証明書の不正請求を抑止し個人利益の不当な侵害を抑止する、そういったことを目的としたものでございます。長崎県内におきましても、長崎市、五島市が導入しておりますが、この本人通知制度の導入につきましては、法的整備がなされておらず、個人のプライバシーの保護と戸籍法及び住民基本台帳法で認められた第三者の権利行使をどのように調整するかが大きな課題であります。国としてもまだしっかりとした指針は出ておりませんが、国の状況を踏まえながら慎重に検討する問題であると考えております。

次に2点目の長与町における不正取得は把握できているかについての御質問でございます。この不正取得につきましては、不正請求が疑われた事例で、平成23年に全国的な戸籍謄本等不正取得事件におきまして、全国で1万件に上る不正取得があった中に2件を確認しております。また、平成29年度に大分県住民票等の不正取得事案調査におきまして1件を把握しております。また、個人情報保護条例に基づく住民票、戸籍などの情報開示請求が行われた申請では、不正請求と認められた事例はあっておりません。

3点目のストーカー行為、振り込め詐欺、身元調査の被害等についての御質問でございます。このストーカー行為等の被害につきまして把握できているかですが、長与町における被害等の状況は分かりませんが、しかしながら長崎県下の平成29年度のストーカー認知件数といたしましては244件、時津警察署管内としましては17件とお聞きしております。振り込め詐欺認知件数といたしましては、平成29年度におきまして、県下で111件、時津警察署管内としましては5件とお聞きしております。身元調査の被害として事件認知の把握はできていないところでございます。

4点目の長与町でも導入する考えはあるのかという御質問でございます。導入する考

え方につきましては、本人確認通知制度は不正取得の観点から必要な手段であると考えられています。しかしながら、第三者請求については、戸籍法第10条の2及び住民基本台帳法第12条の3で法的に認められておりまして、弁護士など法的に権利のある方からの請求までを開示する必要があるのかという問題がありますので、対象となる申請の範囲などを十分検討した上で今後導入するかどうかの判断をしていきたいと、そのように考えております。私の方から以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それでは再質問に入りたいと思います。最初の女性活躍の分で地域の活性化についていうところでは、自治会コミュニティで活躍されてるということで答弁いただきましたけれども、その中で女性が具体的にどんな役割を担って、どういうふうに活躍をされているというふうに理解されておられるか伺います。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

御質問にお答えしたいと思います。まずコミュニティ等の役員ということでございますけれども、定数とかそういう割り当てはございませんけれども、各コミュニティにおかれましても、副会長というお立場とか色んな会計とか、いろんな形で参画をしていただいております。また、その人数等の制限ではございませんけれども、やはりコミュニティ活動というのは、地域の総意に基づいてあらゆる方の御意見等伺いながら進めていくというのが基本だと考えておりますので、もちろん女性の方の貴重な御意見、また男性とのいろんな意見の協議を進めながら努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

女性の活躍としては副会長と2番目というのがよく聞くところではございますけれども、やはり女性活躍を推進する上では、それを会長にするって、本人の意向もあるからそれがどうのっていうことではないですけども、そういうのを推進していくことが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（内村博法議員）

山口総務理事。

○総務部理事（山口功君）

コミュニティの役員選出等につきましては、各コミュニティの実情とか、いろんな考え方もございますので、私たちとしては、そういう役員の中にまず入っていただくというのがまず第一前提で、その役職等につきましては、各コミュニティのそれぞれの御判

断にお任せをしたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

次に町の審議会への女性登用率が平成29年4月1日時点では32.5%というところで表示されておりますが、目標は32年度に40%というふうに到達目標が掲げてあります。これに当たってどんな形で増やそうと思っておられるのか、それと到達できそうなのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町の審議会等における女性委員の割合という御質問でございます。男女共同参画の第2次計画、この当時が平成23年度の基準値として載ってまして27.9%でございました。その後、今、御指摘がありました平成28年度に32.2%と5年間で4.3ポイント上昇しております。さらに29年度の実績としまして35.4%と、率はこれまで徐々に上昇をしてきているという状況でございます。これらは一定これまでの取組によって、住民の皆様の意識の改革ですとか、所管における推進ということもあって一定の成果が表れているというものと考えておりますので、今後ともこうした女性の登用について定期的に管理をしていくとともに、改めてまたヒアリング等を通じまして、各所管へ要請を行ってまいりたいというふうに考えております。もう1つ目標ですね、32年度に40%という目標を掲げております。これは確かに少し高いところでの設定をしておりますし、現状においても全国で長与町のこの35.4%というのは非常に高い数値となっております。今後さらにこれを高めていくためには幾つか課題もございまして、例えば、充て職であったりとか、民間の代表者をお願いをするような場合、例えば、政策企画課で昨年度設置をしました地域公共交通会議というものが、地域の交通事業者なども参加をしていただくという中で、やはり女性が少ないという状況にもございます。そのほか、委員の資格として専門性が必要であったり、資格が必要であるという場合に女性の人材が不足しているという現状もございますので、こうした課題もある中、これらについては社会全体の取組も必要であると考えておりますので、そういった中で、できるだけこの目標に近づくように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ぜひ目標に達成できるように、高いということは評価できるというところではございますけれども、目標に向かって達成できるような対策をとっていただければと。その中で町の65歳以上の人口の中で女性の割合は56.4%というふうになっておりまし

て、女性の高齢者の方々、女性活躍なので女性の高齢者の方々の活性化、活用というの  
はどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

ただいまの御質問ですけれども、各地区に老人クラブがございますけれども、そこでの  
長与町の老人クラブ連合会というのがございますが、その中で高齢者の高齢化が進むに  
つれまして、高齢者の老人クラブの活動も活性化をしていかないといけないということ  
の1つで、若手リーダーの育成であったり、正式な名称をはっきり覚えてないんですけ  
ど、女性会だったかと思えますけれども、女性部長とか、そういった設置をしているよう  
でございます。そういったところに対して町の方としては、福祉の方では補助金等をし  
て支援をしているところではございますけれども、その活動内容であったり、事業内容  
等につきましても老連の方とも連携をとりながら、協議しながら女性の活躍の場を設け  
ていくような機会を作っていきたいということで考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭委員。

○5番（饗庭敦子議員）

高齢者の人口も女性が多いですけど、全体的な人口もやっぱり女性が多いと長与町は  
把握をしておりますので、ぜひ女性活躍の本当に実現するような対策、施策をしていただ  
ければと思います。

次に権利尊重のところなんですけれども、11月に女性に対する暴力をなくす運動で  
パープルリボン活動をしましたというふうに答弁をいただきました。その中でこのパー  
プルリボンというのをたくさんの方が知っておられるのか、このパープルリボンの活用、  
パネル展というのはお聞きしましたので、もっと町民に知ってもらい必要があるのでは  
ないかと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

11月の女性に対する暴力をなくす運動の期間中にパープルリボン運動ということで、  
皆様に紫色のリボンを貼っていただくという活動を行いました。今年度においては、こ  
れに加えて健康まつりのときに男女共同参画のブースを設けて、そこでは男性にお  
にぎりを作っていただくという場だったんですけども、同じくそこにもパープルリボン  
の活動ということで設置をいたしまして、多くの方に御賛同いただいたと、100を超  
える方々に御賛同をいただいております。活動についてどれぐらいの方が御存じかとい  
う統計をとっておりませんので状況は詳しく分かりませんが、これについてはパートナ  
ー等からの暴力、性犯罪、セクハラ、ストーカー行為など女性に対する暴力というのが、

人権を著しく侵害するというもので男女共同参画を形成する上でも、大変重要な課題というふうに位置づけておりますし、そういうふうに考えておりますので、今後とも周知、啓発という形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

このパープルリボン活動も、今皆さんが赤い羽根をつけておられると思うんですけども、これと同じように皆さんに配ってPRをしていくとかしたら、より皆さんに周知していただける。何かなって知らない方もたくさんいらっしゃると思うんですよね。そういうふうにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

どういった形であってという具体的な取組については、今いただいたような御提案も踏まえて研究してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非、職員全員でつけてPRしていただければと思います。この期間中に相談できるという相談窓口があったかと思うんですけども、相談件数としては何件あったのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この期間中にこういった相談窓口がありますよということで8か所を御紹介しておりました。そのうち本町ではその期間中にというわけではございませんけれども、30年度中に11月末時点で9件の相談があつているというふうに把握をしております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その9件の分は大体解決できたのか伺います。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

DVに関する相談につきましては主に福祉課の方で相談を受けているところでございますけれども、その中では、例えば一時的なもので今回は相談だけということでは本人

の意思によるものがございます。匿名での電話等々もありますので、解決したかっというところにはまだならない部分もありますけども、実際その中でまた深く相談に入った中で、まだ継続中のものもございまして、完結したものもございまして。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

相談できる場所があると良いかなというふうに思っております。

次に女性が働くには放課後児童クラブ、保育所っていうのが大きく関わるかというふうに思っております。その中で両立支援していく中で、放課後児童クラブの学童の人口っていいですか、全体の割合の何%ぐらいが学童に行っておられるのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

平成30年度の登録児童数が435名でございます。全校生徒で割りますと18.5%の方が利用しているということになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

たくさんの方が利用されていると感じてはるんですけども、学童施設も増やしたと先程御説明があったかというふうに把握しております。その中で、親御さんからちょっと伺ったんですけども、施設の一覧を見ると土曜日使えますよ、みたいになってるんですけども、使いたいと思った時に行けなかったっていうような状況があったと聞いたんですけども、その辺りがどうなってるのか、分かったら教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

11クラブ、12支援とも土曜日の開設というのはやっております。土曜日開設してるところで補助金の支給もしております。その御相談があられた方というのが直接こちらの方には御相談がなかったもので、どういったことでちょっと御利用できなかったのかというところが不明なんですけれども、今、全てのクラブで土曜日は開所をしているというところで把握をしております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

全てのクラブで一応土曜日は使えるということでよろしいんですね。その中で学童たくさんありますけれども、受け入れ条件というか、近くに行くのかもいろいろ条件があ

と思うんですけども、その辺りの条件が具体的にどうなってるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

受け入れの条件というのは、放課後の時間に仕事等をしていて保護者不在で保育ができないという条件と、あと長与町の在住者であるというのが条件でございます、どこを希望するかというのは保護者の希望に委ねているようなところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

となりますと、希望をすると人数が多いとかいうことかと思うんですけども、希望すると大体どこでも入れるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

1クラブ当たりが概ね40名、最大45名の範囲内ということでお願いをしておりますので、大体学校区ごとに皆さん選ばれてるところが多いと思うんですけども、例えば長与小学校であれば、今、小学校区に5か所学童がありますので、1か所に集中するというのは伺っておりますけれども、そこがいっぱい入れないということであればほかの空いてる所をご案内という形で紹介をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

了解しました。今回この厚生労働省が学童保育の職員が足りないので、基準を緩和するという方針を出されたと思うんですけども、長与町としては、これをどうされていく予定なのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

基準を緩和する方向で検討に入ったというところで伺いしております。必ず1クラブ当たり最低2人の支援員を置かないといけないということになっておりますけれども、1名でも可能ということで検討をされてるというのが内容でございます。実際に朝早い時間ですとか、夕方の遅い時間ですとか、そういったところも現状では、例えば子どもが1人でもいれば支援員が開所時間中は必ず2人というのが条件になっておりますので、2人は置かないと今現状いけないんですけども、例えば夕方の遅い時間帯に、子どもの人数によっては1人でもいいのではないかっていうのが緩和の主たる内容となっ

てるようでございます。例えば土曜日にも利用者が非常に少ない所であるとか、例えば最低2人でプラス例えば障害児の子どもがいる場合にはもう1人加算で3名、ところが子ども2人に対して3名置かないと補助金がもらえないとか、そういったところもありますので、ちょっとそれはいかがなものかなというところで、緩和と言いますか、放課後の遅い時間とか、少ない所では最低の2人という条件をちょっと緩和しようかなという事で、今検討がなされているようでございます。本町としましても、各クラブに実情はどうでしょうかという話をしましたら、やっぱり開所時間いっぱい全て2人ずつ配置をするっていうのも、なかなか難しいところもあるっていうのもお伺いしておりますので、国の決められた方針に則って、学童とも話をしながら決めていければいいなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その緩和をする一方では安全安心というのと、子どもがそこで過ごすのに職員にいて欲しいというような話が出て、保護者や学童保育関係団体は強く反対しているというふうに聞いてるんですけども、これは長与町じゃなくて全般的な話なんですけれども、そうした場合に町としてはどんなやって判断をするのか、その辺りを再度お伺いします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

その報道が出て、次の日にすぐ1か所の学童からこういうふうになっていくのかって問い合わせが実際にございました。ただ、ずっと1名でいいよということではなくて、先程申し上げましたように、お預かりしてる子どもが少ない時間帯であれば1名でも可能ということで検討がされてるようですよっていうお話をしましたら、そういうことなんですってということで、一旦安心をされていらっしやったような状況でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

では、次にちょっと保育所のところをお聞きしたいんですが、保育所の待機児童が平成30年4月1日では9人で、現在それがどれくらいになっているのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今年度の4月1日が9名で、まだこれは公表はされてはいないんですけども、10月の待機児童の報告を6名でしたところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ということは、待機児童は4月時点よりも異動もいろいろあるでしょうから、今の現状は減っているということで理解していいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

30年度の保育所の入所申し込みを受け付けている際に、非常に多くなっているというのを感じまして、いろんな対策をさせていただきまして、4月1日の時点ではなかなか整わなかったんですけども、各園の御協力もありまして、定員の総枠ではなくて、0、1、2と3、4、5の定員の内訳等の調整をさせていただいたりですとか、保育士の確保等で4月の時点ではちょっと厳しかったんですけども、それ以降は受け入れが徐々に可能になっていって今6名というところまで減少している状況でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

もう1つ今度また保育所の入所の手続きがあるかと思うんですけども、先日から報道されていた落選通知、育休を延長するためには落選通知が必要だということ、落選を希望する方がいるけれども、この落選通知の扱いが自治体で違うというふうに報道されてたと思うんですね。その場合、長与町ではどんなされてるのか、希望する方に落選を出してる所もありますけれども、ちゃんと抽選をしているという所もあるというふうに言われておりましたが、長与町ではどのようにする予定なのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

本町では保留通知書という形で、名称がちょっと落選ということではなくて、入所の保留ということで、今現在もさせていただいてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その保留通知があると育休が延長できるというところで、希望する方にはわざわざ抽選をしなくて他の人が落ちるという可能性もあるので、そういうことはないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保留通知が欲しいっていう方に出してるっていうことではなくて、入所の意志のある方が申し込みをしてくださいということでお話をさせていただいておりますので、一旦優先順位に基づきまして入所の決定をして正当に通知は出させていただいてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

すいません。私がお聞きしたかったのは、その正当な通知じゃなくて、今そういうふうに言われてるけれども、長与町ではそんな人はいるのかなっていうのと、今後、もしかしたらそういうのが出てくるのではないかというので、どんなふうなことでされていくのかなっていうのを伺いたいです。

○議長（内村博法議員）

村田子ども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

入所の希望がある方が申し込みをしてくださいと建前やっておりますので、入れないという通知が欲しいということで申し込みをされる方は現状いらっしゃらないんですけども、明らかに今、どこの保育園がどのくらい空いてますっていうのを毎月更新をさせていただいてるんですけども、非常に入所するのが厳しい保育園の1か所だけを書かれて出される方も実情いらっしゃいますので、議員がおっしゃられるように延長をしたいという希望の方も中にはいらっしゃるのではないかなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は延長を希望する方にはちゃんと延長できるような通知が行って、本当に保育園を希望する方には保育園に入れるようになるというのを懸念されてお聞きしたところです。

じゃあもう1点、来年10月から幼児教育、保育の無償化が実施されるっていう点では、やはり希望者が増えるのではないかっていうのを懸念されておられると思うんですけども、その対策は何か考えておられますか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

10月からの無償化のことっていうのは、もう妊娠届の際からあれはどうなるんでしょうかっていうのが相談の中でも非常にたくさん出てきているような状況でございます。確かに増えるんだろうなというふうに考えております。12月から来年度の受付が始まったんですけども、滑り出しとしては昨年並みの状況かなというふうに思っております。対策として特別どうっていうのは思っておりませんが、3歳以上が無償化と

いうことで、3歳以上については保育園もありますし、幼稚園もありますし、認定こども園もありますということで、各園の特徴ですとか、どこが自分の子どもに合った保育方針を持っているのかとか、そういったところをきちんとお母さん自身で園の方に出向いて見ていただいた上で決めてくださいと、お話の方はさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

対策が今のところ必要はそこまでないということかと思いますが、もっと思ったよりは増えるのではないかというふうに懸念します。

次に、子育て支援の強化についてはいろいろな話をいただいたので、次の長与町職員の女性活躍施策のところでお伺いしたいと思います。先程言われた事業主行動計画の中で公表されてある分で、女性の採用を概ね50%を目標として採用することにしていきますというふうに書いてあります。その中で平成27年から公表してありますが、平成27年、28年、29年は女性の割合が50%なんですけど、平成30年は18.2%と極端に下がっておるんですけど、これはどういうことなのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えいたします。目標と考えてますが、女性の職員の採用について概ね50%になるよう採用することとしますとなっておりますが、実際に職員を採用する際におきましては、地方公務員法に基づいて試験の結果、その能力、適性を有しているということも前提として採用するように定められておりますので、28年、29年、27年この3か年は結果的に50%だったと、30年についても地方公務員法に則った形での試験、面接を行ったところで18%に留まったというところでの現状でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

女性活躍を推進するに当たっては50%を目標に、それに基づいてしたら18.2%だったっていうのは、女性がそこに達していなかったと認識した方がいいのか、その辺りはいかがですか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

平成30年の職員採用の状況を私が数値持ってきておりませんが、本年、31年採用試験等行いました。その中で女性の採用比率というのが出るんですけど、1次試験を突破した方、こういった比率が今回もやっぱり低うございました。その中で面接等を行った

結果、概ねそのような率になると。あくまでも能力適性評価でございますので、年によって条件も異なってくるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

女性としては何かちょっと理解できないような気もしないでもないですが、成績ということかとは思いますが、やはり増やしていくことが必要かと思うんですね。全体的な割合もまだ38.3%っていうのは公表されてる分なので4月1日ですけれども、その中でやはり50%に増やすには新採を増やさないと増やせないんじゃないかなというふうには思っております。

次に1つだけ長与町で女性職員が多い所が高田保育所かなというふうに思ってるんですけども、この高田保育所では、非常勤職員の割合が多いのではないかというふうに思うんですけども、その辺りの町の考え方を伺います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えします。高田保育所に関しましては、どうしても保育士免許等々有する方が勤務する場所になります。現在、町の職員定数を見たときに職員として雇用できる人数に上限というか、限界があるというところから、どうしてもその不足するところを非常勤でお願いをしてやってもらってるというところがございます。今後これについて、どうやっていくのかっていうのは現時点では御回答できませんけども、その点踏まえて今後、研究したいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

非常勤職員が正職員にということで国も施策を出しておると思いますので、是非考えていただいて、何となく女性が多いから非常勤が多いのかなというふうに捉えてしまうところもあったのでお聞きしました。

時間が無くなってきたので、本人通知制度のところでお尋ねしたいんですけども、本人通知制度に対する本町の考え方のところですけども、元々この第三者請求っていうのを利用された方っていうのは年間にどれくらいいらっしゃるのか伺います。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

これにつきましては、特定はできませんが郵送による私用の請求がまいります。この件数が平成29年度におきまして2,468件、平成28年度が2,388件でございます。

す。これが該当するものと我々は認識しております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

これだけある請求の中で、これが不正か、不正じゃないというふうに判断するのは、どんなところに基準がありますか。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

基本的に住民環境課におきましては、これが不正かどうかというのは、法的に則った書類が提出されました部分については正規のものとして認識いたします。我々の部分におきまして、その提出する書類が不備があれば、それについては問題があったということで対応させていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ということであれば、もしかしたら不正かもしれないというのも分からないのではないかと思うんですね。だからこそ、この本人通知制度において本人に通知したところ発覚したっていうのが最初の答弁に言われた大分の昨年12月の事件だったと思います。分からないまま被害に遭ってるかもしれないので、やはり被害を防ぐためには、この制度を導入した方がいいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

お答えいたします。議員がおっしゃるとおり犯罪から町民を守ることに、もしくは不正取得の抑止になることは町としても十分認識しております。この件に関しましては、町長の答弁にもありましたが、国において本人通知制度におきます立法的措置を講じる、または地方自治体における必要な経費を国として補助するという点について、政府としては考えていないというのが国会答弁でございます。しかしながら、我々としては議員がおっしゃるとおり、抑止力にもなることであるということでございますので、長崎県の自治体の住民環境関係で入っております戸籍住民基本台帳連絡協議会というのがございます。これ九州にもございまして、全国組織の方で連合というのがあります。そこを通じまして国の方に法改正をしていただき、我々としては、現在、現行法で国の方は対応しているということでございますので、国の方に従う必要がございます。そういうことで、法律がある以上はそれを遵守する必要があるということで、現在、検討しながら対応していきたいというふうな要望をさせていただいているというのが現状で

ございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今、法改正と言われましたが、九州では福岡県、佐賀県、大分県が全市町に入ってる。これは法改正を待たずにしてるのはどういうことなのか。熊本では12、宮崎では11、鹿児島では10というふうにしてるので、なぜ長崎だけそれをしてるのか、長崎市では結局導入をされてるわけですから、法改正とどんなふうになってるのか、その辺りは導入しない理由にならないような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

確かに今おっしゃったとおり九州を含めて全国的にかなりの自治体が導入されております。しかしこの導入につきましては当然でございますが、各自治体の方で条例もしくは規則、要綱を設定いたしまして、対応しているというのが現状でございます。その中で我々が今、検討している重要な問題としましては、当然、戸籍法、住民基本台帳法が現行でありまして、その中で第三者行為含めました特定事務の受任者という形で法の方で、このような請求ができるというふうな旨が謳われている以上は、現在の法律を守っていきながら対応する必要があるのではないかとということで検討をさせていただいておるという状況です。また、先程言いましたように長崎県としましては、国の方の協議会を通じまして、とにかく国の方で法できちっと定めていただけないでしょうかという形をお願いをしているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

国というふうに言われてますけれども、町長はどのように考えるのか。何でも事件が起こってから割と法整備ってされるんですよね。今、あおり運転の話がよくあつてると思いますが、そうなるからでは遅いのではないかと思うんですね。だからほかの所がして長崎がなぜできないのかっていうのはなかなか理解できないところなので、再度、町長の考えをお伺いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

この本人通知制度っていうのは、確かに一般の町民がきちっと守っていかなくちゃいけないっていう観点があります。もう1点では、逆に弁護士とか第三者的な立場の方々の意見というのがございます。そういう中で、国がやっぱり制度としたきちっとした形

で進めていく、そしてまた財政的な裏づけもちゃんとやっていくということも一方では必要かと思うんですね。これを国がそれぞれの地方自治に任せること自体が、何かちょっと私ども分かりにくいところもあるんですけど、しかし、いずれにしたって流れは大きく変わってきておりますので、我々も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ぜひ導入に向けて考えていただきたいと思うんですが、本日答弁いただいた本人通知制度の答弁が、平成28年12月同僚議員が質問した答弁とほぼ同じでございまして、最後に「運用上の問題点や対象となる申請の範囲など十分検討した上で導入するかどうか判断したいと考えております」って28年12月にも言われました。その結果どうなのかっていうと全部同じ文章だったんですが、これはどう理解したらいいんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

今、おっしゃられたとおり28年度にそういう御質問がありました。それを踏まえまして、我々、事務処理の方の担当をしますので住民環境の方としましては、その後、課内会議等を開きまして現在まで導入に向けた動きができるような体制を作るための要綱案であったり、フロー案であったり、そういうものにつきましては、課内の方で検討を進めております。しかしながら先程言いましたように、国の方に要望しておる関係がございまして、表面上、この制度が慎重に取り扱う必要があるということで回答をさせていただいております。現場の方ではそれなりの対応という形で進めさせていただきながら、国の状況を把握させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時01分～14時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順4、岩永政則議員の①高田南土地区画整理事業の一括施工の進捗状況と新図書館建設の着工見込みについて。

②長与町名誉町民について。③金婚記念の祝意についての質問を同時に許可いたします。

10番岩永政則議員。

○10番（岩永政則議員）

皆さんこんにちは。議長から許可を得ましたので、ただいまから質問をさせていただきますが、来年1月1日が町制施行50周年を迎えるわけでございます。私的に振り返ってみますと、昭和44年はちょうど総務課に所属をしておったと思うんですが、前葉山町長と山に奔走しまして、土地を測量して回っておったような状況でございます。そ

れと第1次の基本構想の執筆に努力をしていた時ではなかったのかなというふうに懐かしく思っているところがございます。来年1月1日がすばらしい50周年を迎えたいというふうに思っているところがございます。それでは早速質問をさせていただきます。まず1つは、高田南土地区画整理事業の一括施工の進捗状況と新図書館建設の着工見込みについてであります。高田南土地区画整理事業につきましては、昭和61年に長崎県に委託以来約32年間が経過をしようとしております。町長は今年6月、全員協議会において一括施工の施工計画を説明をされました。その後、既に約半年になろうとしておりますが、そこで以下につきまして質問をいたします。1つは、一括施工手続の状況、現在の状況ですね。それから国費確保についての状況はどのように進展をしているのか、お尋ねをしたいと思います。次に2点目は、諸条件が整い、いつになったら一括発注ができるのか、お尋ねをします。次に、この区画整理事業はいつになったら一定の目途がつくのか、この点につきまして明確な答弁をいただきたいと思っております。次に新図書館建設に係る問題もこの区画整理事業、西高田線ですね、これとの関連がございましたので一括をして、質問を通告いたしましたけれども、新図書館につきましては、町長は高田南土地区画整理事業と西高田線に一定の目途がついたら着手すると答弁をされております。これ私の平成28年9月の質問に対しまして「建設の時期は一定の目途がついた段階で着手する」このように答弁をされておられるところがございます。そこで質問いたしますが、1つは新図書館建設の着工はいつごろなのか、建設場所はどこなのか、お尋ねをしたいと思います。次に区画整理事業の一定の目途なり、新図書館建設の着手については、いずれにいたしましても近々と想定を私にはしております。ならば、一定の目途がつき次第、着手するとなるのであるわけですから、もう既に基本設計なり、実施設計等の準備が進められているものと想定をされます。少なくとも3年から5年ぐらいは掛かるわけでございます。建設についての取組の現状と今後のスケジュールはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。次に去る平成28年3月2日、公益施設用地としての土地取得についての議案が提出され可決されました。面積は1万359.70平方メートル、金額は5億4,700万円でございます。この用地は法面が約2,000平方メートルございまして、平地の有効面積は約8,000平方メートルでございます。この広さは、この役場前の小学校用地、校舎、運動場とを含めると、ほぼ同一ぐらいの面積でございます。町長はここに新図書館を建設しようと、上ですね、と考えられているようでありますが、常日頃コンパクトシティと言いながら、このように広い、ましてや高台の所に図書館が必要なのか。町民の間からは今でもこういう声がございます。この用地は公共施設用地として購入しているのであり、図書館用地として限定はしていないというふうに私は理解をいたしております。この用地は別の用途を検討することとし、図書館の建設は現在の図書館、長与町公民館等のある位置に建設するよう再度検討する考えはないか、お尋ねをいたします。

次に大きい2点目でございますが、ソフトな面でございますが、長与町名誉町民につ

いてでございます。本町における名誉町民条例は昭和48年3月17日条例第13号として施行され、今日に至っているところでございます。この条例の目的は、町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって町政の振興に貢献し、5つの分野になるわけですね。その功績が卓絶で、これは条例どおり私書いとりますが、敬うと迎えるという、どんな読めばいいのかですね、キョウゲイと読めばいいのか、ケイゲイと読めばいいのか、当用漢字には無いように思うんです。辞書を引きますと中国語が出てくるんですね。そういうことで、これは間違いだろうというふうには思うんですが、この点、執行部の方で、再度検討を字句についてはする必要があろうというふうに思いますので申し上げておきたいと思いますが、を受けた本町住民または本町の縁故の深い者に長与町名誉町民の称号を贈り、その功績を顕彰するものであるというふうに条例に謳っております。また、名誉町民の選定は議会の議決を経ることとしておりまして、公の施設等の使用料の減免、功績碑または像の建設などの特典または待遇を与えることとなっているわけでございます。そこで質問いたしますが、1つは町長は平成24年に町長に就任されましたが、この条例をどのように評価、理解されているのか、お伺いをしたいと思います。2点目、条例制定以降、今日まで名誉町民としての称号を贈られたことがございませんでしたけれども、どのように感じておられるのかお尋ねをいたします。3点目、町長就任後すでに6年が経過しようとしておりますが、この間に吉田町長自ら称号の付与を検討されなかったのか、お尋ねをしたいと思います。それから4点目に、残る2年間に名誉町民の称号の付与を検討する考えはないか。その方策として、名誉町民の選定は議会の議決が必要であるが、関係機関等に対し名誉町民としての推薦等を依頼する考えはないか。これ1つの方法ですね。方策として、そういうものの分野を検討する必要はないかというふうに思います。また議会への提案の前に審議をする町長の諮問機関の組織を設置して、公に検討するような機関を設置する考えはないか、お尋ねをしたいと思います。

3点目には、金婚記念の祝意でございますけども、生まれてから20年目が今、成人式ということで成人式というものがあるわけですが、結婚50年目を金婚式と言われております。成人式についてはほぼ定着をしてる状況なんですね。各自自治体においても金婚式を迎えた夫婦に対し、金婚記念品を贈る要綱等を制定した取組が行われております。夫婦共々円満な家庭生活を築き、社会発展に貢献された労をねぎらい、平和で健全な生活を願うことは大変重要なことではないかというふうに思うものでございます。そこで質問いたしますが、本町は時あたかも町制施行50周年を迎えることになったわけでございます。そこで結婚50年を迎えられる夫婦に対して祝賀の状または記念品を贈る等の制度を発足する考えはないか、以上お尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは岩永議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目の高田南土

地区画整理事業についてでございます。まず一括施工の手続状況でございますけれども、現在、事業の受託施行者であり一括施工の発注者となる長崎県におきまして、事業担当課をはじめ財政、会計部門など関係部署にわたり、入札契約事務の具体的な内容につきまして検討を進めているところでございます。町におきましても県の事業担当課と情報共有を図ると共に必要に応じて協議の場に同席し、町県が連携して平成31年度中の契約締結に向けた準備を進めておるところでございます。また国費確保についての状況でございますが、これまでも一括施工における事業財源確保のため、国などに対する要望活動を度々行ってまいりました。今後も同様に長期化している事業の早期完成に向け、国庫補助金の確保に向けた要望活動などの取組を進めてまいります。1点目（ロ）につきましては一括施工の発注時期は本年6月の町議会全員協議会並びに10月に開催いたしました地元説明会において御説明をいたしましたとおり、まずは平成31年度中の契約締結に向けた手続きを進めてまいりたいと考えております。1点目（ハ）につきましては本事業における一定の目途は今後の一括施工における造成工事が完了し、本事業の事業費が概ね確定する時期であると考えております。図書館建設をはじめとした予算規模の大きい事業を実施するにあたりましては、本事業との財政的な調整が必要となります。本事業の事業費が概ね確定し、将来的な起債償還などの見通しが立った段階で、他事業に着手することができるものと考えております。具体的な時期としましては、一括施工による造成工事の完了時期を現時点では平成36年度頃と予定しておりますので、概ねこの時期が本事業の一定の目途になるんじゃないかと考えております。続きまして新図書館建設についてでございます。新図書館建設の着工時期と建設場所についての御質問でございます。新図書館の建設でございますが、先程申し上げました高田南土地地区画整理事業の造成工事が順調に進めば、完了予定後のできるだけ早い時期に着工したいと考えております。また、建設場所につきましては既に土地を取得しております北陽台敷地内を想定しておるところでございます。次に2点目の建設の取組現状と今後のスケジュールについての御質問でございます。これまでの取組状況でございますが、補助金の活用という点では課題が多いという中で有利な起債も研究をできております。施設の複合化によって延床面積が縮小できるものにつきましては、交付税の措置率が高い有利な起債のメニューがございます。これについては、そのほかの施設の老朽化対策も含めて今後検討を進めていく予定にしております。また、財源確保の見通しに合わせてできるだけコストを抑える手段といたしまして、民間との連携、PPP、PFIの導入事例など、どのような手法が考えられるのか調査をしております。また、民間企業や地元の金融機関とそれぞれが持つ公民連携の事業例やノウハウなどについて意見交換をまいっておるところでございます。現状ではこの財政状況の見通しが定かではなく、具体的な検討に着手する状況ではないために、情報収集に努めてきたところでございます。今後につきましては、基本構想におきまして着工の3か年度前に推進体制の整備、2か年度前に基本設計に着手など、建設スケジュールが示されておりますので、これを基本

に進めてまいりたいと考えております。次に2点目の現在の位置に建設を検討する考えはないかという御質問でございます。新図書館の建設地でございますが、先程申し上げましたとおり北陽台敷地内を想定しております。これにつきましては、議会からの御意見や有識者会議における提言などを踏まえまして、町民の皆様がアクセスしやすいこと、本町のサイズに合った施設整備に十分な敷地が確保できること、コンパクトなまちづくりの中核施設としての周辺環境など総合的に考慮した結果、判断したものでございます。

次に2点目の長与町名誉町民についての御質問でございます。長与町名誉町民条例に規定する名誉町民は、議員の御案内のとおり町の政治、経済、文化など各般にわたって町政振興に対する貢献があり、その功績が卓絶で世の敬仰を受けるなど、すばらしい御功績を残された方を顕彰するものであると理解をしております。選定にあたりましては、町民の代表者からなる議会の議決を得ることが要件となっております。民意が反映される形式となっていることから、真に名誉な条例で、また制度であると評価しているところでございます。次に2点目の条例制定以降今日まで名誉町民としての称号を贈られたことはないが、どのように感じているのかという御質問でございます。条例制定以降、今日まで名誉町民の称号を贈った実績がなかったことを考えてみますと、これまで該当する方がいらっしゃらなかったからという思いがございます。今後称号の付与にふさわしい御功績等をお持ちの方が現れることを期待するとともに、世に広く知られることを念願するところでございます。次に3点目の町長就任後6年が経過しているが、この間に称号の付与はなぜ検討されなかったのかという質問でございます。過去から町内におきまして輝かしい御功績をお持ちの方がいらっしゃったことと思います。しかしながら、称号の付与につきましては、長年にわたり実績がなかったことからみても、対象者となるハードルは高いものであると感じております。就任後、検討していないということではなく、対象になり得る方の存在が明らかになっていない、また推薦の具申等まで至っていないなどの理由から検討するまでに至らなかったと認識をしておるところでございます。次に4点目の残る2年間に名誉町民の称号の付与を検討する考えはないかという御質問でございます。現在の推薦方法は所属長が推薦の具申を行い、その後、内部で組織する審査会を経て、その結果を町長に報告することとされております。御質問の関係機関等に対する推薦依頼をすることにつきましては、広く意見を聴取するという観点から望ましいことであると考えております。しかしながら、称号の付与そのものは非常にハードルが高いことから、審議の結果が意に添わない場合など非常にデリケートな部分がございますので、慎重に考えてまいりたいと考えております。現状におきましては、事務を所管する部署を通じまして所属長が推薦を行う形式としております。また議会提案前に審議を行う町長の諮問機関的組織の設置についてでございますが、実施要綱中に内部で組織する審査会におきまして、人選を公正に審査することを定めております。選定にあたりましては議会の議決を要することから、事前の審査につきましては、現在の審査会で十分な役割を果たしていくものと考えておるところでございます。

3番目の金婚記念の祝意についての御質問でございます。長年円満な家庭生活を築きまして社会の発展に寄与してこられました御夫婦が、結婚50周年という人生における1つの節目を迎えることは大変喜ばしく祝福に値するものと考えております。しかしながら、御提案の金婚記念の祝意につきましては、仮に実施するとした場合に、対象夫婦の把握が困難であるため本人または家族の申請に頼らざるを得ず、公平性の観点からも、少し問題があるのではないかと考えております。高齢者の事業につきましては、今年度から総合的な見直しを行ってございまして、交通費助成券の支給や緊急通報装置の強化などを実施しているところでございますが、今後も高齢者の方々の意見を伺いながら、時代に即した事業となるよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

それでは再質問を少しさせていただきたいなというふうに思うんですが、まず高田南の件につきまして確認なり、お尋ねをしたいというふうに思うんですが、今後この残された金額は約60億、説明があったとおりですね。この60億が31年から36年まで6か年で行うんだという考え方からいきますと、これは従来の考え方からいきますと、予算枠を毎年毎年とりまして、そして発注していくわけですが、一括施工になりますと一括60億を発注するわけですね。そういたしますと私の想定でも説明でもあったと思うんですが、経費率が若干低く抑えられるというメリットがそこにあるというふうには思うんです。そこでちょっとメリットにつきましてお尋ねをしたいというふうに思うんですが、従来のやり方とこの一括発注をした、町民の皆さん方はほとんどもう全く分かってないだろうというふうに思うんですよね。従来のやり方のこの60億と、この一括発注をしたためにどれだけの違い、メリットがあるのか数字的にはじき出しておられたら御答弁をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。御質問の金額的なものについては把握はしておりませんが、議員御指摘のとおり一括で発注した場合の諸経費等々につきましては当然減額、縮減をされるというふうに考えております。現在、一括施工に対してメリットということにつきましては、工事完了時期の明確化、それと工事の効率化及びコスト縮減というふうに考えているところでございます。具体的には工事完了時期につきましては現在仮住まいをされている方々、それとそのほかに長く土地をお返しできなかった方々、この方々に先程御指摘いただいたとおり、平成36年度にはお返しができるということで、お返しする時期が明確化できるというのが1点。それと工事の効率化につきましては、一体的に工事を発注及び工事ができるということでございまして、仮設道路あるいは安全対策等が

一括してできるというのが1つのメリット。それとコストの縮減でございますが、先程申しました経費率及び約2万平米の保留地と一緒に契約をすることに伴いまして、町の財源の確保、これができるというふうに考えてるところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

もう1点、財政的なことになりますけれども、当然これは債務負担行為を起こすだろうというふうに思うんです。一括発注をしても毎年度の予算は当然必要になっていくだろうというふうに思います。これが1つ。それから一括した事業はこの6年間で施工していくわけでございます。これを単純に事業費6年間で60億ですから1年間10億ですね。予算化はしなきゃいけないわけです。とした場合に国費は2億5,000万、これ総額で15億円、県費は毎年5,000万、総額で3億円、残りは毎年7億となっていくわけです、計算上。この額が毎年町の持ち出しの額になるということでございます。その対応としては、起債なり一般財源が当然充当されていくだろうと、こういうふうに私は分析をしておりますが、その場合に問題は一般財源の充当額に今、財源上限度があるわけです。従来5億とか6億とか、従来はしてまいりましたけれども、これが起債とか一財とかを充てながらも、それだけの財源が充当できるのかどうかということがそこで問題が出てくるだろうと。したがって、特に国とか県の補助金もまだ不確定である、確定ではない。町長が先程言われたように今からも要望していきたい。これも当然努力をいただきたいと思うんですが、毎年の事業費10億に見合うだけの一般財源の確保がまずここで必要になってくるというふうに思うんですが、この点は大丈夫なんですか。国とか県の負担等含めてこれができなければ、一括発注をしたけれども大変な事態に遭遇するだろうと。社会の情勢というのは日々変わっておりますから、非常に心配になるような感じもするわけですが、どうでしょうかね。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

お答えいたします。一括施工に掛かる事業費約60億掛かりますけれども、それより国費の15億、県費の3億、そして保留地処分金の10億、これを除いた金額というのが町の負担額になります。おおよそ32億円でございますけれども、当然その32億円を施工期間内で、年度間の事業費の調整も当然ございますけれども、その年度ごとに掛かる負担額をどう工面するかと、財源をどうするかということですが、その工面する金額につきましては起債を約6割、あと財政調整基金を含めた一般財源、それを約残りの4割を活用して実施が可能と判断をいたしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

この点は十分慎重に取り扱いを、また見通しを明確に立てながら、対応いただければいいのじゃないかという思うわけでございます。先程ありましたように10億の保留地処分含めまして、この処分がもしできなければ財源は出てこないわけなんですね。だからこれがうまく出てくるという、これまた国県の補助と一緒に不確定な要素がここにあるということでございますけれども、現在まで数十年やってまいりましたが、現在保留地がどの程度残っておるのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。先程の2万平米の保留地を合わせまして残り3万5,000平米でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

ちょっと確認なんです、平成30年までの工事の中での保留地処分というのはどの程度ありますか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

平成29年度末でございますが、販売済面積につきましては約1万3,300平米が売買済みでございます。今現在残ってるといいますか、売れてない土地でございますが、これが今3街区と言いまして北部地区でございますが、この面積が340平米、この分が今売れ残りで1宅残ってる状況でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

そうしますと、現在までの保留地については、ほぼ完売のような状況にあるということが言えるわけでございまして、一時的には相当残っております、これが財源構成で非常に大変な苦勞をされておったんじゃないかなと思うんですが、幸いなことですね。

340平米しかないわけですから。いいなというふうに思うんですけども、先程言われた一括発注をした場合の保留地処分地は2万平米という理解でいいんですね。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

今までお示しをさせていただきました約2万平米、これにつきましては上の平場の面

積でございます、当然法が出てきます。法の面積が約3,000平米ございます。したがって約2万平米というふうにお示しをさせていただきましたが、面積的には約2万3,000平米でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

一定の目途ということで、これが図書館にも関わってまいりますので、敢えて質問をさせていただきましたけれども、先程の町長の答弁では一定の目途というのは、この定義的にも考えますと36年の工事施工が終わった段階だという表現をされたんですが、そのように間違いないでしょうか。一定の目途の定義。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私が答弁しましたけれども、本事業の事業費が概ね確定し、将来的な起債償還などの見通しが立った段階が前提としてあります。そしてそれが現時点では平成36年度末頃になるんじゃないだろうかということですが、その時は、その前提としては本事業の事業費が概ね確定し、将来的な起債償還などの見通しが立った段階であると。したがって、現時点で平成30年度が過ぎようとしていますけれども、これはそういった願いを入れてると、そのくらいにできればいいなってことでございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

それではこの国費とか県費、あるいはその保留地処分地、そういうものが計画的に確保されるようにこの最大限の努力をしていただきまして、当然そういう覚悟の下に一括発注を計画をされたというふうに理解するわけでございますけれども、特に一般財源等の確保につきましても最大限の努力を要望しておきたいというふうに思います。

次に図書館の建設場所の問題であります。先程の答弁では北陽台の買収をした所ということで言われましたけれども、もう1回確認をしますが、今の図書館、公民館のある所に再検討するお考えは全くありませんか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

図書館の建設場所については過去に様々な場面で度々論議がなされてまいりました。平成26年の3月に北陽台団地内用地を確保したところですが、あそこへの整備を表明いたしまして、その後幾度となく明言してまいりました。さらに平成27年度におきまして教育関係4基金を統合いたしまして、その資金を活用いたしまして用地を確保いた

しました。さらに当初からこれは想定しておったんですが、商業施設が開業し、また、今後さらに総合病院等があそこへ立地をすることになるわけですが、それに加えて図書館が整備されるということで、都市機能の集積が一定完了するわけですが、そうすることによって賑わい創出であったり、利便性向上、あとそもそもの図書館の利用拡大が期待されるということ。それともう1点ですが、町内全域からのアクセスが容易になる。これは一定の駐車場が確保されると、そういう意味でございますが、そういうことも相まって図書館が活性化されるということを想定しておりますので、現状においては変更がないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

先程町長が、一定の目途というのは36年とおっしゃいましたですね。買収をしたのは平成28年でございます。そうしますと既にもう3年が経過しようとしておるわけです。平成36年と言いますと8年ないし9年がこの図書館の着工の着手の時期だということに、逆に言いますとそういうことを答弁をされたわけですね。それこそ昭和44年に町制施行しましてね、来年1月1日で50周年を迎えるわけですが、私の記憶では公共用地を買収するには、それこそ目途が立たなければ買収しないわけですよ。だから一定意思決定をして、大体何年には着工していこうという方針が決定された中で土地というのは買収をしていくわけなんです。ところが逆に言いますと、8年も9年も放置をするというような行政のやり方というのは、全く解せないわけです。そんな行政というのはあり得ないだろうというふうに思うんです。これやっぱり利活用というのは、そこには当然投資をしますと、お金もそれだけ投資をしておるわけですからやっぱり目的を決めて、そして着手の時期を決めて用地を買収していくというのが通例のやり方なんです。だから事情は変化をしておりますので、理解は全くできないという意味ではございませんけれども、やっぱり用地を購入して約4億、5億出した金を、投資をしながら8年も9年も放置していくというのは全くの理解が町民の皆さん方にはできないだろうというふうに感じるわけでございます。いかがお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

図書館につきましては随分長いこと議論がなされてまいりました。元を正しますと1番当初、議会でこれが話題になったのが平成16年でございます。当時は生涯学習センターの中の図書コーナーと言いますか、ということで議論が始まったということでございます。その後御存じのとおり紆余曲折を経まして現在に至っているところでございます。ある意味、新しい図書館の整備は、この間町民の悲願とも言えるようなものであったと私共も当然理解をしておりますし、当然それに向けて努力をしております。

先程の議員の様々な御指摘もございましたとおり、やはり財政の裏付けがないままにこれを無責任に進めることはできません。これまでの経過において小学校の耐震化等もございましたし、その時々苦渋の判断で現在に至っているというところがございます。そういう中においてやっと図書館用地が確保が出来た、それと一括施工により、高田南の目途が付きそうである、そういう中において、やっと具体化してきそうな状況に至ったということでございまして、その辺の事情をどうか御理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

ちょっと管理職の皆さん方にお聞きをいたしますけれども、平成30年になりまして図書館の図書管理職の皆さん方はどなたか借りた人はおられますか。3名でございすね。私も借りてないんですね。ということは非常に少ないということが言えるような感じがします。図書館、図書館って本当に切羽詰ったものでありながらも、非常に利用者は少ないんじゃないかなというふうに思うんですが、これは事務的に結構なんです、1年間に実人員が何人ぐらい利用されたのか、把握しておりますか。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

今の御質問について今ちょっと手元に資料の方は持ってきてございません。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

意地悪で言ったんじゃないんです。約4,500人ぐらいだそうですね。4,500人ぐらいが利用されておる。これを延べ人員でいきますと4万8,000人、前図書館長からよく御存知でしょうけど約4万8,000人ぐらい、延べです。しかしその借りた人は4,000人ぐらいしか借りてないわけです。借りてないという現状で、管理職の皆さん方がどういう状況か聞きましたけれども、私も専門書は現職時代も自分で購入したりしておりましたけれども、図書館に行って調べるといのはなかなか何回かしかないというような、そういう状況もあるわけでございます。この4万8,000人のうちにちょっと私情報を得たんですけども、年間の開館日が275日ぐらい、約270日ぐらいだそうですね。したがって1日平均割りますと175人ぐらいだそうですね。この1日平均175人の利用者で車で来る人達が、例えば7割と仮定したときに140台ぐらい車が1日出入りをするだろうと。それには複数人がおったり1人しか乗ってない場合もありますよね。仮に何人かで来る場合、だから上下しますけれども、これは開館時間が8時間と例えばしますと1時間当たりでしますと15台車が来るような計算、その通

りはいきませんがね。したがってその上に作るという情報が流れておりまして、住民から100台も200台も例えば停めれそうだと、非常に素晴らしいなというような声を聞いたりもするわけなんです。しかし果たしてそれだけのスペースが要るのかというような問題もあるわけで、したがって私は現在の、先程質問でも言いましたように、ここの横の8,000平米、これが高台にあるわけですから、そこを考えた時に図書館を1本ぼんと、例えば体育館ぐらいができますよね。2,000から3,000平米ぐらい。そうしますと、ほか全部空き地ですね。そういう土地利用というのは果たしていいのかなという感じもせんでもないわけですね。したがって今後十分まだ時間がありますので8年も9年もあれば時代は変化していきます。この5億幾らで買ったものが1万平方メートルぐらいありましたけども実質利用は8,000平米ぐらいですからね。価値観というのは相当低いわけですよ。4億ぐらいしかないというふうに僕は思うんですね。これ転売するような、法面が2,000平方メートルぐらいあるわけですから、これ誰も買うものはないんです。町の場合は買いましたよね。そういう面からも現在の町長が常に言っておられるコンパクトな町を作っていくんだということであると、まだ時間がありますので再度検討をしても悪くはないじゃないかというふうに思うんですが、再度町長お考えがあれば。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、岩永議員がおっしゃったこと、本当そうだと思うんですね。時代と共に変わってきますので、そしてあそこは広い土地ですので、図書館以外にも合築できるものがあるかないかというのもあると思います。そして今ちょうど建物等々いろんなところでの整理検討しているところがございますので、その辺りも含めて何かできるような形であれば、そのような方向で考えていけるんじゃないかと思っております。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

次に名誉町民のことに1点だけ振りますけれども、先程も言いましたように5つの分野にまたがっておるわけです。政治、経済、文化、それから社会、その他、先程答弁の中で言われましたけども、あれは町民の表彰制度のことを言われたんじゃないかなというふうに思うんです。所管から推薦をして上がっていくと、団体からですね。それとこの名誉町民のものは全く違うわけです。この名誉町民をどのように形態立ててしていくかというのは何も無いわけなんです。したがって先程の答弁は全く的外れな答弁だったというふうに私思います。再認識を担当の方もしていただきまして、名誉町民をする場合は何ら規定はありませんので、やっぱり町長が名誉町民を表彰する事がスムーズにいけるような、そういう制度を確立していく必要があるんじゃないかという意味から、

町長の諮問機関的な設置を検討すべきじゃないですかと、何も無いでしょうということ  
を申し上げたんですが、もう1回答弁を求めます。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

町長の答弁にございました名誉町民の推薦等と審議会での答弁でございますが、こちらが平成27年に名誉町民条例実施要綱というのを策定しております。その中で定められたことに沿って申し上げたということでございます。だから実際にこの名誉町民条例に、より具体的にした実施要綱が存在するということが御理解いただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○議員（岩永政則議員）

分かりました。それでは町長、5点に絞って規定をしてあるわけですので、やっぱり期待をしておる町民の皆さん方もいられるというふうに私は理解をしております。そういうことで十分情報を把握しながら、やっぱり昭和48年ですからもう長い間そのまま経っておりますけれども、ちょうど私も町長公室というのがありましたときに、そこにおったときにこの制度ができたわけです。それから今日まで1人も無いという状況ですから、是非これはおられるだろうというふうに思いますので、自信をもってお探しをいただければというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

それから次に金婚の記念の祝意でございますけれども、ちょうど私が質問をしたあとに、質問する前のものでもあったですね、10月13日付に大村市の30組の人達がおられたそうです。28組が出席をされたということで、こういう新聞に載っておりました。ここは規定もあります。そしたら11月23日、この前ですね。南島原と島原市が同じように同日付で2つ報道されたんです。南島原は92組おられたそうです。出席は47組がされた。島原が28組で23組が祝賀を受けたという情報が入っておりましたけれども、是非1つそういう他の所も情報を十分得ながら、大村市は51年の10月に要綱が制定をされておるようでございます。大村市の場合は1人ですかね。今、市長をされた人でしょうかね。1人表彰をごめんなさい。要綱をつくって、ごめんなさい間違っております、この表彰をしてあげておられるようでございますので、こういう要綱等を十分仕入れまして、制度的に確立をして、是非いただきたいなと思うんですが、再度御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

県内の他の自治体での金婚式の祝意をされてる事業に対する要綱の、他の自治体を参考にしてというような御意見だと思いますけれども、県内でうちで把握しておりますの

が5つの自治体が金婚式を迎えられた御夫婦の方のお祝いをされてるということで認識をしております。そういった所の要綱等も入手をして見させていただいております。そういった所も参考にはしておりますけれども、町長答弁にもございましたが、高齢者に関する事業につきましては高齢者の方々の御意見等、ニーズ、そういったものを的確に捉えながら総合的な見直しを進めていっておりますので、そこら辺の兼ね合いもございますのでそういったところを総合的に判断はしていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○議員（岩永政則議員）

今日はハードの面として高田南の区画整理事業と新図書館の件を質問を行いました。それからソフト面としては名誉町民の付与、あるいは金婚記念、2点につきまして質問を行ったわけでございますけれども、十分今も検討のような発言がありましたけれども、職員一体となって、そうした制度的なものも含めて、十分この案を検討して真剣に取組を要望いたしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時25分まで休憩いたします。

（休憩 15時10分～15時25分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、分部和弘議員の①良好な景観形成の対応についての質問を許可いたします。

8番、分部和弘議員。

○8番（分部和弘議員）

皆さんこんにちは。本日最後の質問になります。それでは早速質問させていただきます。良好な景観形成の対応について。第9次総合計画では、自然環境と調和した美しい市街地景観の形成とユニバーサルデザインのまちづくり、公共施設の緑化推進やデザイン性の向上、街並み景観や自然環境との調和を図るとされています。これまでも変化の多い住環境や自然環境の取組を強力に推進しているものと思います。現在までの5項目における取組状況をお伺いいたします。1点目、自然環境と調和した美しい景観形成の状況と各種イベント等の連携についてお伺いいたします。2点目、屋外広告物対策の状況についてお伺いいたします。3点目、ユニバーサルデザインのまちづくりの状況についてお伺いいたします。4点目、公共施設の緑化推進やデザイン性の向上の状況についてお伺いいたします。5点目、民間建築物の景観への配慮状況についてお伺いいたします。以上よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、分部議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目の質問でございます。自然環境と調和した美しい景観形成の状況と各種イベント等との連携についてという御質問でございました。現在、平成16年制定の景観法及び平成23年に制定されました長崎県美しい景観形成推進条例などの関係法令によりまして、一定規模を超える建築物、工作物、開発行為、土地の形質の変更について届け出が必要となっております。主な景観形成基準は、景観に配慮した建物の配置、自然景観及び周辺の街並みに調和した建物のデザイン、周辺景観と調和する建物の色彩及び色の制限、外構等の緑化などとなっております。このような規制、誘導を行うことで、良好な自然環境等を保全し、次世代へ継承していくことが生活環境や地域の魅力向上に繋がるものと考えております。さらに地域の活性化を図るためには、自然環境を活用していくことも重要であると捉え、大村湾を望む風光明媚な環境づくりといたしまして、国道207号の整備促進に努めまして、長与シーサイドストリートという名称をつけるとともに様々なイベントを行うなど観光名所としてPRを行ってまいっておるところでございます。一例を挙げますと、大村湾を1周する自転車イベント大村湾ZKKKEIライドを流城市町連携の下開催いたしまして、本町にエイドステーションという休憩所を設け、立ち寄っていただくことで、地元産品を提供するなど町のPRに努めたところでございます。今後も魅力ある固有の景観を守り、育み、次世代へ継承する取組を進めてまいりたいとこのように考えております。

次に2点目の屋外広告物対策についての御質問でございます。長与町内におきましては、長崎県屋外広告物条例により、良好な広告景観の形成を進めるため必要な規制が行われております。この条例に基づきまして、長崎県におきましては定期的なパトロールによる撤去や指導が行われているところでございます。また、本町におきましても県と共同でパトロールを行うなど情報を共有するようによりまして、良好な広告景観となるような対策を推進しておるところでございます。近年のデジタル化に伴い屋外広告物などのアナログによる広告物は減少傾向ではございますけれども、今後も街並みや自然の景観を損なわないよう、また人々に危害を及ぼすようなことがないように巡視してまいりたいと考えております。

3点目、ユニバーサルデザインのまちづくりの取組状況ということでございます。道路整備や公園整備などでユニバーサルデザインを積極的に取り入れてまいったところでございます。具体的に申し上げますと、平成26年度に完成をいたしました都市計画道路高田小学校線や現在施工しております都市計画道路西高田線の歩道部につきましては、段差の少ないセミフラット型歩道の採用や視覚障害用誘導表示の設置を行ってまいりました。また、公園に関しましては、平成22年度に完成いたしました高田越トンネルの上のさくら野公園や平成28年度に改修をいたしました百合野児童公園におきまして、園路の段差解消や多目的トイレ、健康遊具の設置など、幅広い方々に利用していただける整備を行ってきたところでございます。今後も公共施設の建設及び改修におきまして、

ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして4点目の公共施設の緑化推進やデザイン性の向上という質問でございます。緑化推進につきましては、町主体による植樹祭や花いっぱい運動を小学生、自治会、老人会など各種団体の御協力の下、定期的を開催をしております。各公共施設、公園や道路などで緑化の推進を図っておるところでございます。他にも長与町花のまちづくり推進事業によりまして、花の苗等の配布を行い住宅街、通り、広場での緑化の推進に寄与しているものと思っております。また平成29年度に供用を開始いたしました長与中央橋の建設の際には、橋げたを薄くしたりデザイン性の高い高欄を導入するなど、周辺環境との調和やデザイン性の向上を図っておるところでございます。今後もそれぞれの場所に応じた街並み景観や自然景観との調和を図っていきたいと考えております。

5点目でございます。民間建築物の景観への配慮推進状況という御質問でございます。これは1点目で申し上げましたとおり、一定規模以上の建築物や工作物の新築及び増改築におきましては、県の定める基準へ規制、誘導しておりますので、周辺環境に配慮した景観形成がなされているものと考えております。また、緑が丘団地やまなび野などの住宅団地におきましては、開発の段階から地元関係者の皆様により街並み協定やまちづくり協定などの任意協定が定められ、建築物の外観等について誘導が行われた効果として良好な街並み景観が形成されているものと思っております。さらに町におきましても、百合野団地の一部、長与ニュータウンの一部、榎の鼻地区において都市計画法に基づく地区計画を策定することによりまして、地区の実情に合ったきめ細かい規制を行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

それでは、通告順に従いまして再質問をさせていただきます。まず1点目の景観形成関連ですけれども、状況については、先程の町長の答弁の方でしっかり理解させていただきました。そういった中で今回は各種イベント関連について、若干質問をさせていただきたいというふうに思います。特に大村湾Z E K K E Iライド関係について、再質問をさせていただきたいと思います。今回2回目が台風の影響で中止となりましたけれども、多くのツーリングファンが参加して大村湾の絶景を楽しんでいただくという企画じゃなかろうかと思っておりますけれども、長与町はこれまでの対応の中でこういったことをされているのか。景観を含めて取組があればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町におきまして先程町長からの答弁がありましたとおり、風光明媚な大村湾の景観

を活用した地域活性化というものに取り組んでおります。大村湾沿岸の国道207号線の整備、促進にも努めてまいりまして、自転車の愛好家にとっては非常に人気のコースだというふうにお聞きをしております。ZEKKEIライドにつきましては、本町を知ってもらうために、この大村湾の絶景というものとスポーツツーリズム、この2つを掛け合わせたということで活用した取組でございまして、実行委員会の方に参加をし積極的に取り組んでいるところでございます。コースとしましては長崎市をスタートしまして、本町では最初の休憩所、エイドステーションと言いますけども、これを設けまして、民間の方々それからボランティアの参加の下、特産品の提供ですとか町のプロモーションというものを行ってまいりました。昨年度は100名の参加がありまして、全ての方がここを訪れていただいてPRにも繋がったものというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

いろいろと町の方も取組を進めているということで理解をいたしました。そういった中で、ZEKKEIライドで本町のアピールポイントと言ったらどういったところがあるのか、ちょっとそこら辺を教えていただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずは本町を知っていただくということを目的に特産品であったり、景観であったり地域性であったりということを目的として考えております。例えば知ってもらうことで、エイドステーションで特産品の提供と先程申し上げましたけど、こういったものの例えばネット販売で買っていただいたりとか、さらにはもう一度長与町の方に訪れていただいたり、これについてはスマートフォンのアプリ「ヨリプ」というのがありまして、こういった物とも連動しながらコースの紹介ですとか、コース以外でも各市町の名勝、スポットなどの紹介もしておりますし、長崎・大村湾大絶景ガイド、そういった本も作成をして紹介をしているところですので、今後訪れていただくという観点では非常に有用ではないかなというふうに考えております。実際に今回、今年は台風のため中止となったんですけども、そういった各種資料ですとか、物品を参加者の方々にお送りしております。そうした中で紹介をした民間の施設だったんですけど、来られましたよと言うお声もいただいておりますので、一定効果はあったものというふうに考えております。そのイベントの当日1日だけで終わるのではなくて、そのほかの364日についてもその関係人口の増加という形で繋げていければというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そういったイベント関係を中心に出店もされて、いろいろと検討されてるということですが、アピールすることによって本町の強みはそれぞれ伸ばしていただいて、弱みっていうか、そういったところは改善していただいて、より参加者が長与町に寄って、また来ていただける環境づくりっていうものが重要になってくるのかなというふうに思いますし、そういった交流人口が増えることによって、移住者等々ができれば自然と経済効果と人口増加という結果を作り出すイベントになってくるのかなと思いますので、そこら辺は強力で推進していただければというふうに思います。そういった中でZ E K K E Iライドの開催に伴う周知について、どの程度周知を行ってきたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

イベントの周知につきましては、大会の公式サイト、ホームページはもちろんですが、本町においてもホームページですとかSNSそれから広報紙、ポスターの掲示、ポスター掲示については、公共施設のみではなくて例えば町内のコンビニであったり、そういった商業施設の方にもお願いをして掲示をしていただきました。それからチラシも作成をしまして、全自治会への回覧も行っております。それからコースの近隣の自治会には、沿道で応援をしていただくためのバルーンって言うんですかね、長い棒でパンパン叩いてするグッズも一緒にお送りして是非応援してくださいということをお願いもしてまいりました。それから運営には多くのボランティアの方々も必要ということで、これについても同様をお願いをしまして、一定応募もいただいたところでございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

広報周知活動をやっているということなんですけども、私の周りにちょっと伺ったら、それ何ねっていう方が結構おりまして、確かに私も回覧そしてポスター等を見て、あるんだなと思って楽しみに第2回目はしてたんですけども、残念ながら台風の影響で中止となりましたけども、やはりこの大きなイベント、5市5町が取り組むイベント、環大村湾の絶景を総合的に見ていただく。となれば町民に対して良い機会かなというふうに思うんですけども、そこら辺は強力で今までと違った何かこのイベントの周知のやり方ってもう少し大きくできないものなのか、そこら辺はどうですか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程申し上げた周知に加えて、例えば新聞社とかも連携を図りながらやってるということもありますし、テレビ局の方でも報道で取り上げていただいたということもござい

ますので、可能な限り幅広く周知を図ってまいったつもりでございます。来年度以降も継続に向けてまた協議を進めてまいりたいと思いますので、そういった効果的な周知の方法についても一緒に考えていきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

是非5市5町の取組で、5市には負けるかもしれませんが、5町の中のイニシアチブ取っていただいて、主導権握って強力な推進をしていただければなというふうに思います。この件については、最後の最後に町長にちょっと質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひしときます。

2点目の屋外広告物関連について再質問をさせていただきます。長与町の屋外広告物の数についてですけれども、長崎県の管理だと思いますが、自家広告物、一般広告物どの程度登録されているのか、数をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

一般屋外広告物ですね、県の方でやられてるとするのは御承知のことですが、数については町としては把握しておりません。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

ちょっと数が分からなかったら次の質問に進めんとですけれども、数が分からないということですが、担当から見てこの町内にある屋外広告物の数について多いか少ないかって言われたらどの程度の感触を持たれてるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

多い少ないというのは何を言って言うか、ちょっと感覚的な話になるんですが、近隣とは変わらない程度だとは考えております。ただ商業施設等がどうしても少ない分、屋外広告物自体も少ない方ではないかと考えてはおります。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

前もって県の方に聞いていただきたかったなというふうに思いますし、この情報はちょっと流してたかなというふうに思いますんで、そこら辺はしっかりと調べていて欲しかったというふうに私は思います。結局、京都で屋外広告物登録数と実際の屋外広

告物数えた場合に大きな乖離があったということで、無許可の屋外広告物がいっぱいあったという事で調査登録を確実に行ったと、それで住民の安全を確保したということも言われております。県が管理しておりますけども、実際、広告物が落ちてきた、広告物がどっかに飛んで行った、痛い思いをするのは町民、自損をするのも町民であって、県が県がじゃないのじゃないかなと。最低限度何らかの数でもいいし、状況でもいいし、調べとくのが町の責任じゃないかなと私は思います。そういったことで29年度から屋外広告物については点検義務が義務化されております。これは29年4月1日からの義務づけになっております。それと3年更新ごとに報告がつけるようになっております。これは29年7月1日からになっておりますけども、もう1年以上経過しておりますけども、こういったことの点検状況というのは、長崎県から何らかの連絡が来てるのか、来てないのか教えていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

その件数については町の方には報告はあっておりません。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

先程も言ったんですけど、やっぱり状況だけは把握するのが大事ななというふうに思いますんで、しっかりそこら辺までしていただきたいなというふうに思いますし、この看板で有名なのは、札幌市の飲食店で落ちてきて女性の方が重体になったと。近年では時津町で平成28年4月にビルの2階から看板が落ちて女性の方が緊急搬送されてると。最近では長崎市の滑石で落下が起こっているという状況の中で町民が被害を受ける場合がある状況があるかもしれないのに、やはりそういった状況と設置数っていうのは把握する必要が町としてもあるのかなというふうに思いますけども、町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

細かい件数等については、我々数値等情報をいただいておりますけども、県と共同で年1回パトロールするなど町内状況については、担当と県と合同で確認をしているという状況でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そういったところは十分連携を県と取りながら、あくまでも町民の安全安心を守るのが皆様かなというふうに思いますんで、状況把握、件数把握、そこはしっかりしていた

だきたいと思います。そういった中で県条例だけでやってる市町村、あるいは県条例とラップして細かく規制をかけてる市町村もあります。条例制定することでメリット、デメリットも出てくるのかなというふうに思いますけども、条例制定までいろいろな部分で条例制定に取り組まなければならない事情というのも十分承知してます。そういった中で、中核市でもない、景観行政団体でもない本町の場合は条例制定までまだ行けない状況にあるのかなというふうに思います。そういった中で、どうして景観行政団体にまでいってないのか、そこら辺の経緯も含めてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

景観行政団体につきましてお答えをさせていただきます。現在、まだ入っていない市町につきましては、県下、長与町を含まして1市4町でございます。これにつきましては今現在、議員御指摘のとおりまた町長の答弁でもありましたとおり、一定規模の建物等につきましては、規制及び誘導をかけさせていただきとるところでございます。また、地区計画等についても策定をして一定の規模の規制もかけさせていただきとるところで、当然、先程御指摘の屋外広告物条例とはまた、景観形成団体に入ってるから屋外広告物条例、入ってないから条例がつけられないよということで違った段階でございますので、それにつきましては形成団体等入りながら含めまして、今後検討ということでお含みいただければというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そこら辺は十分検討していただければと思いますし、最近やはり大型化する台風、それと突風あるいは竜巻等が最近よくテレビでニュースに出てきます。これ景観条例あるなしでもですね、吹き飛ばされてけがしたというような状況もありますんで、そこら辺は強力に推進していただいて、検討もしていただければと思いますんで、よろしく願いときます。

次に3点目のユニバーサルデザインについて質問をいたしたいと思います。ユニバーサルデザインについての取組状況は、先程の町長の回答で十分理解いたしました。また、改築、新築の際に取り組んでいくということで、今後の取組については年次計画でユニバーサルデザインについてはやっていくのか、それとも要望があれば都度やっていくものなのか、そこら辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

ユニバーサルデザインにつきましては、先程、御指摘のとおり建物の新築、あるいは

改修のときに当然ユニバーサルデザインについて視点を持ちながら、今後も検討していきたいというふうに考えております。また、今現在、検討してる所につきましては、高田越トンネルの上の公園、これにつきましては、今公園の説明会を地元と行いまして皆様により良い公園ということで、健康遊具等々とスロープ系、その辺につきましても地元の方々と話し合いをしながらやっておるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

十分そこは積極的に行っていただければというふうに思います。次にユニバーサルデザイン、重要なものというふうに思っておりますけども、なかなか全ての環境を変えられないのが現状かなというふうに思っております。そういった中で、ユニバーサルデザインに変わる施策というものを何かお持ちなのか、そこら辺を教えていただければというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えします。ご指摘のとおりユニバーサルデザインだけではなく、建物の建築等々におきましては、民間の業者の皆様とも話し合いをしながら、より良いものということで今後検討の方をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

最近では心のバリアフリーっていうのに注目が集まっているのじゃないかなというふうに思います。ハードを変えられなくてもハートは変えられるというような、ユニバーサルマナーと言われております。そのユニバーサルマナーについて、本町の取組があればお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて再開いたします。

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

ユニバーサルマナー、いわゆるソフト面についての町の対策ということでございますけれども、ユニバーサルマナーにつきましては、平成28年に障害者差別解消法というのが施行されまして、それに伴いまして本町におきましても職員に対しまして、本町と

して職員の対応要領というのを策定をいたしております。それに伴いまして研修会であったり、職員の指導、アドバイス等をするるとともに、そういった障害をお持ちの方々であったり、そういった社会的障壁が困難と思われる方々に対する対応につきまして定めております。そういったことで職員に対する意識の啓発、そういったものに取り組ませていただいているところでございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

分かりました。そういった中でユニバーサルマナーについては、企業、自治体等で導入が盛んに行われております。特に職員の方がユニバーサルマナー検定を受けていただいて、障害のある人に対する適切な対応がこれまで漠然としたものが、受講したことによって声掛けや具体的なサポート方法を学べたというような事例も出てきていますので、ユニバーサルデザインとユニバーサルマナーと一体化させていけば、より充実したフォローができるのかなというふうに思いますので、検定受験も含めたユニバーサルマナーの検討をしていただければなと思いますので、よろしくお願ひしときます。

次に4点目ですけれども、公共施設の緑化推進やデザインについての再質問ですけれども、長与町環境美化条例の中で、第7条に環境美化推進区域を指定できるとなっております。緑化推進も含めてこの条例の中にあるのかなと思いますけれども、町でどの程度指定されているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

お答えします。現時点では指定した区域は現在ございません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

指定されていないということで、私もちょっと調べてみたら何もないかなというふうに思いました。せっかくの条例制定されているんですから何らかの折に、やっぱり緑化推進に向けて何らかの指定というものもしていただければというふうに思っております。同じく第8条には公共施設の緑化ということで、公共施設においてその周辺の環境と調和する緑化に努めなければならないというふうになっております。最近公共施設の総合管理計画もされておりますが、そういった計画とリンクされた緑化推進の取組ってというのはあるのか、ないのか、今後どうされていくのか教えていただきたいと思ひます。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

公共施設等総合管理計画でございますけれども、これにつきましては施設の老朽化対策と人口減少等を踏まえた適正配置の考え方ということで、基本的な方針を定めたものでございます。したがって、個々の施設ですとか総合的な緑化ですとか、デザインということまでは言及していないところでございます。しかしながら施設の整備につきましては、周辺環境との調和を踏まえたデザインは検討する必要があると考えておりますので、機能面のみならず安らぎを与えるような空間としての整備は重要であるというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

せっかくそういったものも計画されて改造や新築っていう場合も出てくるのかなと思います。そういったついでじゃないですけども、そういった環境を調和するような緑化ということで、含めてしていただければというふうに思っております。それとあと公共施設の改築、新築等において、長崎県産材あるいは木材の軸組工法とか、最近行われておるのじゃないかなと思っております。本町で改修あるいは新築する場合、そういった木材を取り入れる考えはあるのか、ちょっとそこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

本町でも木材利用促進基本方針というのを平成25年2月に制定いたしまして、木材の利用促進を図っているところでございます。町内の施設としましては、これまで平成26年以降でございますけども、消防団格納庫を3棟建築しておりますけども、いずれも木造化ということで、そのうち2棟につきましては県産材を利用したということで、そういう実績を持っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

是非何かの折にやはりぬくもりのある建物ということになってくるのかなというふうに思ってます。そういった意味では、自然素材の活用は大切にしていかななくちゃいけないものかなと感じております。特に先程の質問で図書館の話出ましたけども、私も通勤の帰りに図書館に寄って新建築っていう月刊誌があります。それを見れば木造の最近多いのが軸組工法であったり、木造工法だったり、木材を使った公共施設あるいは民間施設、幼稚園、図書館、そういったものが毎月載っておりますんで、そういった所も是非参考になればなというふうに思ってますから、見ていただければというふうに思います。

最後に町長の方にZEKKEIライドと屋外広告物の関連について、2点質問したいというふうに思います。この大村湾ZEKKEIライド、最近大村でシンポジウムがあ

りました。私ちょっとたまたま長崎県庁に行つて、その資料をちょっと見て行つてみようかなという気になつて行つてきましたけども、長与町からも職員の皆さん誰か行かれてるといふふうに思いますけども。なかなかこれ良い取組だなと。本当に大村市長が熱く語つてましたけども、これ5市5町でやれば何でもできるんじゃないかなというよな感じがいたしました。やはり地方創生のモデルケースとして、地域間連携を行い5市5町でこれを大きな取組にしてやつていくつていうその心意気、大変大したものかなというふうに思いますし、それをスポーツツーリズムに生かしてZ E K K E I ライドをスポーツイベントとして取り入れたつていうこと、よう考えたことやなというふうに思います。大村市長が言つてましたよね、2030年に訪日外国人6,000万人を目指します、達成するよなとつていうこと。それは世界と日本を結ぶのが羽田と成田であつて、世界と地方を結ぶのは長崎空港だと大村市長が言つておりました。そのコンセプトをそのまま長崎に持つて来れると。世界に1番近い空港が長崎で、そこから繋ぐ大村湾を生かした活動になればというよなことを短い時間でありましたけども、話されておりました。このZ E K K E I ライドを是非この5市5町人口を集めた100万人都市の環大村湾というふうに思いますし、この大村湾160キロを全力で感じていただくこの取組を是非町長自らイニシアチブを取つていただいて、大きく取組を展開していただければと思いますけども、町長の思いを聞かしていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

そもそもこれが起こつたのが大村湾を美しくすること、大村湾の環境を守つていこうというところからでございます。ここ数年大村市長と私共と時津町と東彼杵町で環境省の方に是非大村湾の環境を守つて欲しいと陳情に上がつてます。その時も大村市長がZ E K K E I ライドの作つた本を持つて行かれて、大変環境省の方々も興味をもつて見ていただいておりました。長与町も長与シーサイドストリートという銘を打ちまして、あそこから見る大村湾が非常に美しいというよなことでございまして、そこでマルシェをやつたりとか、いろんなこともやつておりました。実は長与町単独でもやりたいと思つたんですけど、実は警察等との関係もありまして、やはり5市5町というところで警察の方が動いてくれたのかなという気がします。そういうことで大村湾を守つていくということと、それからまた今おっしゃるよな観光と環境、こういったものをテーマにした形でのZ E K K E I ライドだと思ふんですけれども、そういった形で今後も207号も含めて大村湾周辺を非常に守つていくと、我々の力で、そういった形で取り組んでいきたいと。そういった中でZ E K K E I ライドというのも長崎県、県外も含めて非常にいいPRになつていくんじゃないだろうかと、閉鎖性湾ということで、非常に大村湾に対する危惧が強うございまして、大変浅いんですよ。そしてまた水質もまた良くないというよなことでありましたもんですから、とにかくこういった所を我々も長与町

独自でそういったシーサイドストリートという銘を打ちまして、いろんなこともまたやっていきたいというふうに思っておりますし、そのためにも207号線の今から諫早と長与町が手を組んでこれを促進していこうということで今動いておりますので、そういったことも踏まえて我々も頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

町長の思いは十分、分かりました。この取組は5市5町が一丸となってやっていけば、さっきの一般質問でもありましたけども、大村湾の浮き橋構想そういったものも現実味を帯びてくるのかなというふうに思いますし、先程から言ってますシーサイドストリートの展開にも結びついてくるのかなというふうに思いますんで、そこは強力に推進していただければというふうに思っております。

それで最後の質問で屋外広告物関連の現状について町長の考えをお伺いしたいと思えますけども、その前に松浦市が11月1日付けで屋外広告物条例を施行されております。松浦市においては、西九州自動車道の延伸に伴う景観等の変化が著しいものと推測されるために、松浦市の特性に応じた規則、誘導を行うということで、今度の12月15日に松浦インターまで部分開通されます。松浦市のだ真ん中までインターチェンジができるっていうことで、それに対して広告物が無造作に乱立しないような、そういったことも含めて事前に11月に条例を制定されているというふうに思います。そういったことも含めて屋外広告物の現状について、町長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃったように今長崎県下におきましては、屋外広告物条例ということで進めていただいておりますけども、当然、長与町もその中に乗っかってやっぱり広告物をこの景観の中できちんとした形で広告も出していただきたいと。それともう1つ、議員がおっしゃったように台風等々来た時に大変危ないということもございます。ただ長与町の場合は商業地とまでは行かない部分もありますもんですから、そんなに目立ってないというのが実情じゃないかなというふうに思っております。その中で長与町が大変自然とそれから造形美の非常に調和したハーモニーのある美しい町だということで、私もいろんな話聞きますが、長与町きれいだもんなというのは言っております。大変ありがたいなと思っております。これは本当に各団地等々見てみますと、緑化という形で、まずは自分の所の庭のガーデニング等々が非常に美しいんですよ。そういったことも踏まえてそういった美しさを守っていけば自然とこの屋外広告物についても制限されてくるんだと思うんですよ。そして、最後のところで私もちょっと触れておりますけども、百合野団地の一部とかニュータウンの一部とか、榎の鼻地区におい

でもそういった実情にあったきめ細かい規制も作っていただいております。そういった取組もある中で、そういった美しい景観というのは伴っていくのかなというふうに思っておりますので、町としてもその辺りもしっかりと把握しながらきれいなまちづくりということでやっていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

町長の思いを聞かしていただきましたけども、先日、私、松浦市まで行ってこの条例制定まで至った経緯も含めてお伺いしてきました。2人の方に対応していただいたんですけども、この条例制定までに大変な時間と労力を使いましたと。しかしその方々の話を聞いとけば、私たちは松浦が好きだからってというような気持ちが伝わってきましたし、実際景観を守りたい、松浦らしさ、松浦らしい景観を後世に残したい。その気持ちでこの条例の設定に向かったということで、私熱いものを感じて戻って来んですけども、やはり長与町も長与らしさ、長与らしい景観を知っているのが、長与で生まれて育った町長じゃなかろうかというふうに思います。古き良き長与の時間を覚えてらっしゃると思います。今現在、多くの開発でその古き良き何かが失われているんじゃないかかと思っております。景観を守る。長与らしさ、長与らしい景観を守ることが町民の安全安心に繋がってくるんじゃないかか、私的には思います。それを守っていくのが誰なのかと、それは町長しかいないというふうに思いますので、それを申し上げまして、本日の質問を終わらしていただきます。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会致します。お疲れさまでした。

（散会 16時12分）